

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
川崎国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初）
工事地名	自）東京都大田区南蒲田 1 丁目 至）東京都大田区東六郷 1 丁目 外 2 箇所

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8 年 4 月	1 2) 設 計 年 月	令和 8 年 5 月
2) 事務所名	川崎国道事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026040003	1 4) 単価適用年月	2026 年 5 月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026 年 5 月
5) 変更回数	0 回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路改良工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量	一式	1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	259 日間 自 令和 8 年 6 月 13 日 (当初) 至 令和 9 年 2 月 26 日 (0 回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	東京都	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	東京 1 7 区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 1 5 号	2 2) 処 分 費 等	95, 207, 300
		2 3) 公 告 日	令和 8 年 4 月 16 日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初）（当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路改良 【蒲田地区】		式	1		34, 503, 268				
道路付属施設工		式	1		4, 151, 671				
作業土工		式	1		86, 664				
床掘り	土砂 上記以外(小規模)	m3	5	3, 316	16, 580			単-1号	
埋戻し	土砂 上記以外(小規模)	m3	3	6, 266	18, 798			単-2号	
土砂等運搬	現場～仮置場	m3	10	4, 957	49, 570			単-3号	
整地	残土受入れ地での処理	m3	10	171. 6	1, 716			単-4号	
残土処理工		式	1		107, 207				
積込(ルーズ) 【昼間】	仮置場	m3	10	255. 7	2, 557			単-5号	
土砂等運搬 【昼間】	仮置場～処分場	m3	10	6, 165	61, 650			単-6号	
残土等処分 【昼間】		m3	10	4, 300	43, 000			単-7号	
照明灯基礎設置工		式	1		3, 957, 800				

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初） （当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
照明灯基礎設置 (1)	二灯式照明A	個所	3	128, 100	384, 300			単-8号	
照明灯基礎設置 (2)	二灯式交差点用照明A								
		個所	2	128, 100	256, 200			単-9号	
照明灯基礎設置 (3)	二灯式照明B	個所	7	128, 100	896, 700			単-10号	
照明灯基礎設置 (4)	車道用照明 (H=12m)								
		個所	8	123, 400	987, 200			単-11号	
照明灯基礎設置 (5)	交差点用照明	個所	2	123, 400	246, 800			単-12号	
照明灯基礎設置 (6)	車道用照明 (H=9m)								
		個所	1	235, 300	235, 300			単-13号	
照明灯基礎設置 (7)	歩道用照明	個所	9	105, 700	951, 300			単-14号	
舗装版撤去工									
		式	1		701, 284				
舗装版破碎工		式	1		701, 284				
舗装版切断 (1)	アスファルト舗装版 15cm以下	m	65	993. 5	64, 577			単-15号	
舗装版切断 (2)	アスファルト舗装版 15cmを超え30cm以下	m	147	1, 967	289, 149			単-16号	
舗装版破碎 (1)	アスファルト舗装版 舗装厚 t=4cm	m2	29	2, 073	60, 117			単-17号	

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初） （当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装版破碎 (2)		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装厚 t=20cm	m2	71	1, 210	85, 910			単-18号
殻運搬 (1)		ｱｽﾌｧﾙﾄ殻(掘削材)	m3	1	13, 010	13, 010			単-19号
殻運搬 (2)		ｱｽﾌｧﾙﾄ殻(掘削材)	m3	14	9, 689	135, 646			単-20号
殻処分		ｱｽﾌｧﾙﾄ殻(掘削材)	m3	15	3, 525	52, 875			単-21号
開削土工			式	1		2, 397, 981			
掘削工			式	1		725, 780			
開削掘削			m3	110	6, 598	725, 780			単-22号
埋戻し工			式	1		549, 600			
埋戻し・締固め (1)		発生土 土砂	m3	30	7, 900	237, 000			単-23号
埋戻し・締固め (2)		購入 中埋砂	m3	30	10, 420	312, 600			単-24号
残土処理工			式	1		1, 122, 601			
土砂等運搬		現場～仮置場	m3	70	5, 002	350, 140			単-25号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初） （当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
整地	残土受入れ地での処理							単-26号	
		m3	70	171. 6	12, 012				
積込(ルース) 【昼間】	仮置場							単-27号	
		m3	70	255. 7	17, 899				
土砂等運搬 【昼間】	仮置場～処分場							単-28号	
		m3	70	6, 165	431, 550				
残土等処分 【昼間】								単-29号	
		m3	70	4, 300	301, 000				
UCR基本料								単-30号	
		申込	1	10, 000	10, 000				
電線共同溝工									
		式	1		5, 372, 322				
管路工(管路部)									
		式	1		5, 063, 522				
電力管布設	ECVP管 φ 130 直管							単-31号	
		m	257	5, 295	1, 360, 815				
管路受台	ECVP管 φ 130用							単-32号	
		個	190	405	76, 950				
通信管布設 (1)	PV管 φ 75 直管							単-33号	
		m	285	4, 770	1, 359, 450				
管路受台 (1)	PV管 φ 75用							単-34号	
		個	200	265	53, 000				
通信管布設 (2)	PV管 φ 50 直管							単-35号	
		m	519	3, 838	1, 991, 922				

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初）（当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
管路受台 (2)	PV管 φ 50用		480	257	123, 360			単-36号	
		個							
埋設表示シート	W=400		182	538. 6	98, 025			単-37号	
		m							
プレキャストボックス工(特殊部)			1		308, 800				
		式							
既設特殊部 L-1	特殊部I型 1200×1800 ×6500		1	61, 690	61, 690			単-38号	
		箇所							
既設特殊部 L-2			1	53, 970	53, 970			単-39号	
		箇所							
既設特殊部 L-3	通信接続枠 500×1050 ×2000		1	38, 740	38, 740			単-40号	
		箇所							
既設特殊部 R-1	特殊部I型 1200×1350 ×6500		1	61, 690	61, 690			単-41号	
		箇所							
既設特殊部 R-27	特殊部I型 1200×1350 ×4500		1	53, 970	53, 970			単-42号	
		箇所							
既設特殊部 R-32	特殊部I型 1200×1350 ×4500		1	38, 740	38, 740			単-43号	
		箇所							
舗装工			1		10, 935, 315				
		式							
切削オーバーレイ工			1		8, 833, 500				
		式							
切削オーバーレイ	7cm以下 一層 段差す りつけ無 再生密粒度ア スコシ(20)		2, 340	3, 260	7, 628, 400			単-44号	
		m2							

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事 (当初) (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
殻運搬(路面切削)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻(切削材)	m3	117	6,775	792,675			単-45号	
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻(切削材)	m3	117	3,525	412,425			単-46号	
仮復旧工 歩道		式	1		128,441				
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬｰﾝ RC-40 仕上り厚100mm	m2	29	1,263	36,627			単-47号	
表層(歩道部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚40mm 1.4m未満(1層当たり平均仕上り厚50mm以下)	m2	29	3,166	91,814			単-48号	
仮復旧工 車道		式	1		1,973,374				
上層路盤(車道・路肩部) (1)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 300mm	m2	71	2,832	201,072			単-49号	
上層路盤(車道・路肩部) (2)	再生瀝青安定処理材(40) 仕上り厚 170mm	m2	71	9,837	698,427			単-50号	
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 80mm 1.4m未満 (1層当たり平均仕上り厚50mm以下)	m2	71	6,328	449,288			単-51号	
中間層(車道・路肩部)	改質As 粗粒II型(20)DS5000 舗装厚 70mm 1.4m未満 (1層当たり平均仕上り厚50mm超70mm以下)	m2	71	5,201	369,271			単-52号	

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初）（当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m未 満（1層当り平均仕上 り厚50mm以下）	m2	71	3,596	255,316			単-53号	
仮設工		式	1		10,944,695				
土留・仮締切工		式	1		79,695				
軽量鋼矢板(電線共同溝)	Ⅱ型	式	1		79,695			内-1号	
交通管理工		式	1		10,865,000				
交通誘導警備員 (1)	A(夜間)	人日	104	30,750	3,198,000			単-54号	
交通誘導警備員 (2)	B(夜間)	人日	268	28,050	7,517,400			単-55号	
交通誘導警備員 (3)【昼間】	B(昼間)	人日	8	18,700	149,600			単-56号	
直接工事費		式	1		34,503,268				
共通仮設費		式	1		5,988,953				
共通仮設費		式	1		1,141,953				

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初）（当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
運搬費		式	1		176, 923				
建設機械運搬費		台	1	163, 000	163, 000			単-57号	
仮設材運搬費		t	1. 184	11, 760	13, 923			単-58号	
技術管理費		式	1		221, 030				
土質等試験費		式	1		149, 000			内-2号	
六価カドミ溶出試験費		式	1		7, 800			内-3号	
道路施設基本データ作成費用		式	1		64, 230			内-4号	
現場環境改善費（率計上）		式	1		744, 000				
共通仮設費（率計上）		式	1		4, 847, 000				
純工事費		式	1		40, 492, 221				
現場管理費		式	1		13, 831, 000				
工事原価		式	1		175, 839, 621				

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初）（当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良 【羽田地区】			式	1		59,177,400			
道路土工			式	1		59,177,400			
残土処理工			式	1		59,177,400			
積込(ルース)		仮置場	m3	2,000	255.7	511,400			単-1号
土砂等運搬		仮置場～処分場	m3	2,000	3,083	6,166,000			単-2号
残土等処分			m3	2,000	26,250	52,500,000			単-3号
直接工事費			式	1		59,177,400			
共通仮設費			式	1		1,449,000			
共通仮設費			式	1		195,000			
現場環境改善費（率計上）			式	1		195,000			
共通仮設費（率計上）			式	1		1,254,000			
純工事費			式	1		60,626,400			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初）（当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路改良 【浮島地区】		式	1		50,948,000				
道路土工		式	1		50,948,000				
残土処理工		式	1		50,948,000				
積込(ルース)	仮置場	m3	8,000	259.2	2,073,600			単-1号	
土砂等運搬	仮置場～処分場	m3	8,000	873.3	6,986,400			単-2号	
残土等処分		m3	8,000	5,236	41,888,000			単-3号	
直接工事費		式	1		50,948,000				
共通仮設費		式	1		1,788,000				
共通仮設費		式	1		251,000				
現場環境改善費（率計上）		式	1		251,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		1,537,000				
純工事費		式	1		52,736,000				

一式当たり内訳書

[自) 東京都大田区南蒲田 1 丁目]

第 1号内訳書
軽量鋼矢板(電線共同溝)

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
軽量鋼矢板設置・撤去		m	9. 6	6, 042	58, 003			
鋼矢板賃料	H=2. 0 賃料期間2日 使用回数1回	枚	40	475. 6	19, 024			
アルミ腹起し	賃料期間2日	本	2	566	1, 132			
切梁サポート	賃料期間2日	本	2	768	1, 536			
合 計					79, 695			

一式当たり内訳書

[自) 東京都大田区南蒲田 1 丁目]

土質等試験費
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土質等試験費（一式入力）	149千円	式	1		149, 000			
合 計					149, 000			

一式当たり内訳書

[自) 東京都大田区南蒲田 1 丁目]

六価 μ m溶出試験費
第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
六価 μ m溶出試験費	環境省告示第46号溶出試験	検体	1	7, 800	7, 800			
合 計					7, 800			

一式当たり内訳書

[自) 東京都大田区南蒲田 1 丁目]

道路施設基本データ作成費用
第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路施設基本データ作成費用		式	1		64, 230			
合 計					64, 230			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一1号	床掘り	土砂 上記以外(小規模)	単位	m3	数量	1	単価	3, 316
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	1	3, 316	3, 316		
計						3, 316		
単価						3, 316	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一2号	埋戻し	土砂 上記以外(小規模)	単位	m3	数量	1	単価	6, 266
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	1	6, 266	6, 266		
計						6, 266		
単価						6, 266	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単-3号	土砂等運搬	現場～仮置場	単位	m3	数量	1	単価	4, 957
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		小規模 バックホウ バケット容量0. 28m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 12. 0km以下	m 3	1	4, 957	4, 957		
計						4, 957		
単価						4, 957	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単-4号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	171. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		残土受入れ地での処理	m 3	1	171. 6	171. 6		
計						171. 6		
単価						171. 6	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	積込(ルーズ) 【昼間】	仮置場	単位	m3	数量	1	単価	255. 7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50, 000m3未満	m 3	1	255. 7	255. 7		
計						255. 7		
単価						255. 7	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	土砂等運搬 【昼間】	仮置場～処分場	単位	m3	数量	1	単価	6, 165
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 60. 0km以下	m 3	1	6, 165	6, 165		
計						6, 165		
単価						6, 165	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一7号	残土等処分 【昼間】		単位	m3	数量	1	単価	4, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
残土等処分			m 3	1	4, 300	4, 300		
計						4, 300		
単価						4, 300	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単一8号	照明灯基礎設置 (1)	二灯式照明A	単位	個所	数量	1	単価	128, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎砕石		12. 5cmを超え17. 5cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	0. 2	1, 954	390. 8		
基礎掘削及びスパイラルダクト立込		照明灯基礎 500 φ 2. 5m以下	基	1	14, 890	14, 890		
スパイラルダクト		直管 φ 5 0 0 厚 0 . 6	m	2. 1	2, 980	6, 258		
コンクリート		小型構造物 バック材(クレーン機能付) 打設 各種 一般養生 全ての費用	m 3	0. 43	63, 600	27, 348		
接地設置		D種接地 補正あり	極	1	12, 870	12, 870		
連結式接地棒		径10×1500	本	1	1, 740	1, 740		
連結式接地棒用リード端子		径10用 8mm2×500	本	1	580	580		
アンカーフープ設置【夜間】			組	1	19, 160	19, 160		
アンカーフープ(材料費)		4-M24×920L	組	1	44, 500	44, 500		
波付硬質合成樹脂管 (F E P) 敷設		道路沿い(地中) 新設 FEP 50mm 1条 0%	m	0. 6	597. 3	358. 38		
計						128, 095. 18		

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単一8号	照明灯基礎設置 (1)	二灯式照明A	単位	個所	数量	1	単価	128, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
単価						128, 100	円／個所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単一9号	照明灯基礎設置 (2)	二灯式交差点用照明A	単位	個所	数量	1	単価	128, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎砕石		12. 5cmを超え17. 5cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	0. 2	1, 954	390. 8		
基礎掘削及びスパイラルダクト立込		照明灯基礎 500 φ 2. 5m以下	基	1	14, 890	14, 890		
スパイラルダクト		直管 φ 5 0 0 厚 0 . 6	m	2. 1	2, 980	6, 258		
コンクリート		小型構造物 バック材(クレーン機能付) 打設 各種 一般養生 全ての費用	m 3	0. 43	63, 600	27, 348		
接地設置		D種接地 補正あり	極	1	12, 870	12, 870		
連結式接地棒		径10×1500	本	1	1, 740	1, 740		
連結式接地棒用リード端子		径10用 8mm2×500	本	1	580	580		
アンカーフープ設置【夜間】			組	1	19, 160	19, 160		
アンカーフープ(材料費)		4-M24×920L	組	1	44, 500	44, 500		
波付硬質合成樹脂管 (F E P) 敷設		道路沿い(地中) 新設 FEP 50mm 1条 0%	m	0. 6	597. 3	358. 38		
計						128, 095. 18		

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単一9号	照明灯基礎設置 (2)	二灯式交差点用照明A	単位	個所	数量	1	単価	128, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
単価						128, 100	円／個所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単一10号	照明灯基礎設置 (3)	二灯式照明B	単位	個所	数量	1	単価	128, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎砕石		12. 5cmを超え17. 5cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	0. 2	1, 954	390. 8		
基礎掘削及びスパイラルダクト立込		照明灯基礎 500 φ 2. 5m以下	基	1	14, 890	14, 890		
スパイラルダクト		直管 φ 5 0 0 厚 0 . 6	m	2. 1	2, 980	6, 258		
コンクリート		小型構造物 バック材(クレーン機能付) 打設 各種 一般養生 全ての費用	m 3	0. 43	63, 600	27, 348		
接地設置		D種接地 補正あり	極	1	12, 870	12, 870		
連結式接地棒		径10×1500	本	1	1, 740	1, 740		
連結式接地棒用リード端子		径10用 8mm2×500	本	1	580	580		
アンカーフープ設置【夜間】			組	1	19, 160	19, 160		
アンカーフープ(材料費)		4-M24×920L	組	1	44, 500	44, 500		
波付硬質合成樹脂管 (F E P) 敷設		道路沿い(地中) 新設 FEP 50mm 1条 0%	m	0. 6	597. 3	358. 38		
計						128, 095. 18		

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単一10号	照明灯基礎設置 (3)	二灯式照明B	単位	個所	数量	1	単価	128, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
単価						128, 100	円／個所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単一11号	照明灯基礎設置 (4)	車道用照明 (H=12m)	単位	個所	数量	1	単価	123, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎砕石		12. 5cmを超え17. 5cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	0. 2	1, 954	390. 8		
基礎掘削及びスパイラルダクト立込		照明灯基礎 500 φ 2m以下	基	1	11, 760	11, 760		
スパイラルダクト		直管 φ 5 0 0 厚 0. 6	m	2	2, 980	5, 960		
コンクリート		小型構造物 バック材 (クレーン機能付) 打設 各種 一般養生 全ての費用	m 3	0. 41	63, 600	26, 076		
接地設置		D種接地 補正あり	極	1	12, 870	12, 870		
連結式接地棒		径10×1500	本	1	1, 740	1, 740		
連結式接地棒用リード端子		径10用 8mm2×500	本	1	580	580		
アンカーフープ設置【夜間】			組	1	19, 160	19, 160		
アンカーフープ (材料費)		4-M24×920L	組	1	44, 500	44, 500		
波付硬質合成樹脂管 (F E P) 敷設		道路沿い (地中) 新設 FEP 50mm 1条 0%	m	0. 6	597. 3	358. 38		
計						123, 395. 18		

1 次単価表

單價使用年月	2026. 05
步掛使用年月	2026. 05
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-50

[illegible]

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単一12号	照明灯基礎設置 (5)	交差点用照明	単位	個所	数量	1	単価	123, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎砕石		12. 5cmを超え17. 5cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	0. 2	1, 954	390. 8		
基礎掘削及びスパイラルダクト立込		照明灯基礎 500 φ 2m以下	基	1	11, 760	11, 760		
スパイラルダクト		直管 φ 5 0 0 厚 0 . 6	m	2	2, 980	5, 960		
コンクリート		小型構造物 バック材(クレーン機能付) 打設 各種 一般養生 全ての費用	m 3	0. 41	63, 600	26, 076		
接地設置		D種接地 補正あり	極	1	12, 870	12, 870		
連結式接地棒		径10×1500	本	1	1, 740	1, 740		
連結式接地棒用リード端子		径10用 8mm2×500	本	1	580	580		
アンカーフープ設置【夜間】			組	1	19, 160	19, 160		
アンカーフープ(材料費)		4-M24×920L	組	1	44, 500	44, 500		
波付硬質合成樹脂管 (F E P) 敷設		道路沿い(地中) 新設 FEP 50mm 1条 0%	m	0. 6	597. 3	358. 38		
計						123, 395. 18		

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単－12号	照明灯基礎設置 (5)	交差点用照明	単位	個所	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	単価					123, 400	円／個所	123, 400

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50
単一13号	照明灯基礎設置 (6)	車道用照明 (H=9m)	単位	個所	数量	1	単価 235, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石		12. 5cmを超え17. 5cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	1. 96	1, 954	3, 829. 84	
コンクリート		小型構造物 バックホ(クレーン機能付) 打設 各種 一般養生 全ての費用	m 3	1. 33	63, 600	84, 588	
型枠		一般型枠 小型構造物	m 2	4. 62	14, 940	69, 022. 8	
接地設置		D種接地 補正あり	極	1	12, 870	12, 870	
連結式接地棒		径10×1500	本	1	1, 740	1, 740	
連結式接地棒用リード端子		径10用 8mm2×500	本	1	580	580	
アンカーフープ設置【夜間】			組	1	19, 160	19, 160	
アンカーフープ(材料費)		4-M24×820L	組	1	42, 900	42, 900	
波付硬質合成樹脂管 (F E P) 敷設		道路沿い(地中) 新設 FEP 50mm 1条 0%	m	1	597. 3	597. 3	
計						235, 287. 94	
単価						235, 300	円／個所

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単一14号	照明灯基礎設置 (7)	歩道用照明	単位	個所	数量	1	単価	105, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎砕石		12. 5cmを超え17. 5cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	0. 2	1, 954	390. 8		
基礎掘削及びスパイラルダクト立込		照明灯基礎 500 φ 2m以下	基	1	11, 760	11, 760		
スパイラルダクト		直管 φ 5 0 0 厚 0 . 6	m	1. 2	2, 980	3, 576		
コンクリート		小型構造物 バックホウ(クレーン機能付) 打設 各種 一般養生 全ての費用	m 3	0. 27	63, 600	17, 172		
接地設置		D種接地 補正あり	極	1	12, 870	12, 870		
連結式接地棒		径10×1500	本	1	1, 740	1, 740		
連結式接地棒用リード端子		径10用 8mm2×500	本	1	580	580		
アンカーフープ設置【夜間】			組	1	19, 160	19, 160		
アンカーフープ(材料費)		4-M24×500L	組	1	38, 000	38, 000		
波付硬質合成樹脂管 (F E P) 敷設		道路沿い(地中) 新設 FEP 50mm 1条 0%	m	0. 6	597. 3	358. 38		
計						105, 607. 18		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一15号	舗装版切断 (1)	アスファルト舗装版 15cm以下	単位	m	数量	1	単価	993. 5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版切断		アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	993. 5	993. 5		
計						993. 5		
単価						993. 5	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一16号	舗装版切断 (2)	アスファルト舗装版 15cmを超え30cm以下	単位	m	数量	1	単価	1, 967
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版切断		アスファルト舗装版 15cmを超え30cm以下 全ての費用	m	1	1, 967	1, 967		
計						1, 967		
単価						1, 967	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一17号	舗装版破碎 (1)	アスファルト舗装版 舗装厚 t=4cm	単位	m2	数量	1	単価	2, 073
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎積込（電線共同溝工）			m 2	1	2, 073	2, 073		
計						2, 073		
単価						2, 073	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一18号	舗装版破碎 (2)	アスファルト舗装版 舗装厚 t=20cm	単位	m2	数量	1	単価	1, 210
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎		アスファルト舗装版 無し 必要 15cmを超え35cm以下 有り 全ての費用	m 2	1	1, 210	1, 210		
計						1, 210		
単価						1, 210	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一19号	殻運搬 (1)	アスファルト殻(掘削材)	単位	m3	数量	1	単価	13, 010
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬 (電線共同溝工)		アスファルト塊 有り 60. 0km以下	m 3	1	13, 010	13, 010		
計						13, 010		
単価						13, 010	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一20号	殻運搬 (2)	アスファルト殻(掘削材)	単位	m3	数量	1	単価	9, 689
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破碎 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超) 又(騒音対策必要) 有り 60. 0km以下 全ての費用	m 3	1	9, 689	9, 689		
計						9, 689		
単価						9, 689	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一21号	殻処分	アスファルト殻(掘削材)	単位	m3	数量	1	単価	3, 525
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	3, 525	3, 525		
計						3, 525		
単価						3, 525	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一22号	開削掘削		単位	m3	数量	1	単価	6, 598
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り (電線共同溝工)			m 3	1	6, 598	6, 598		
計						6, 598		
単価						6, 598	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一23号	埋戻し・締固め (1)	発生土 土砂	単位	m3	数量	1	単価	7, 900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し・締固め（電線共同溝工）		土砂	m 3	1	7, 900	7, 900		
計						7, 900		
単価						7, 900	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一24号	埋戻し・締固め (2)	購入 中埋砂	単位	m3	数量	1	単価	10, 420
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し・締固め（電線共同溝工）		中埋砂	m 3	1	10, 420	10, 420		
計						10, 420		
単価						10, 420	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一25号	土砂等運搬	現場～仮置場	単位	m3	数量	1	単価	5, 002
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（電線共同溝工）		土砂 有り 22. 5km以下	m 3	1	5, 002	5, 002		
計						5, 002		
単価						5, 002	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一26号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	171. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		残土受入れ地での処理	m 3	1	171. 6	171. 6		
計						171. 6		
単価						171. 6	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一27号	積込(ルーズ) 【昼間】	仮置場	単位	m3	数量	1	単価	255. 7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50, 000m3未満	m 3	1	255. 7	255. 7		
計						255. 7		
単価						255. 7	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一28号	土砂等運搬 【昼間】	仮置場～処分場	単位	m3	数量	1	単価	6, 165
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 60. 0km以下	m 3	1	6, 165	6, 165		
計						6, 165		
単価						6, 165	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一29号	残土等処分 【昼間】		単位	m3	数量	1	単価	4, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
残土等処分			m 3	1	4, 300	4, 300		
計						4, 300		
単価						4, 300	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一30号	UCR基本料		単位	申込	数量	1	単価	10, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
UCR基本料			申込	1	10, 000	10, 000		
計						10, 000		
単価						10, 000	円／申込	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一31号	電力管布設	ECVP管φ130 直管	単位	m	数量	1	単価	5, 295
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
管路材設置		埋設部 単管設置	m	1	5, 295	5, 295		
計						5, 295		
単価						5, 295	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一32号	管路受台	ECVP管φ130用	単位	個	数量	1	単価	405
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
管路受台（スパーサ）（材料費）			個	1	405	405		
計						405		
単価						405	円／個	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一33号	通信管布設 (1)	PV管 φ 75 直管	単位	m	数量	1	単価	4, 770
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
管路材設置		埋設部 単管設置	m	1	4, 770	4, 770		
計						4, 770		
単価						4, 770	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一34号	管路受台 (1)	PV管 φ 75用	単位	個	数量	1	単価	265
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
管路受台（スパーサ）（材料費）			個	1	265	265		
計						265		
単価						265	円／個	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一35号	通信管布設 (2)	PV管 φ 50 直管	単位	m	数量	1	単価	3, 838
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
管路材設置		埋設部 単管設置	m	1	3, 838	3, 838		
計						3, 838		
単価						3, 838	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一36号	管路受台 (2)	PV管 φ 50用	単位	個	数量	1	単価	257
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
管路受台（スパーサ）（材料費）			個	1	257	257		
計						257		
単価						257	円／個	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単-37号	埋設表示シート	W=400	単位	m	数量	1	単価	538. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋設表示シート（材料費）			m	1	538. 6	538. 6		
計						538. 6		
単価						538. 6	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単－38号	既設特殊部 L-1	特殊部I型 1200×1800×6500	単位	箇所	数量	1	単価	61, 690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
《設置費》								
ダクトスリフ 取付手間		φ 50～φ 250	箇所	11	2, 530	27, 830		
《材料費》								
ダクトスリフ (材料費)		ECVP φ 130	個	4	5, 190	20, 760		
ダクトスリフ (材料費)		PV φ 75	個	3	2, 140	6, 420		
ダクトスリフ (材料費)		PV φ 50	個	4	1, 670	6, 680		
計						61, 690		
単価						61, 690	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単－39号	既設特殊部 L-2		単位	箇所	数量	1	単価	53, 970
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
《設置費》								
ダクトスリフ 取付手間		φ 50～φ 250						
			箇所	10	2, 530	25, 300		
《材料費》								
ダクトスリフ (材料費)		ECVP φ 130						
			個	3	5, 190	15, 570		
ダクトスリフ (材料費)		PV φ 75						
			個	3	2, 140	6, 420		
ダクトスリフ (材料費)		PV φ 50						
			個	4	1, 670	6, 680		
計						53, 970		
単価						53, 970	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単-40号	既設特殊部 L-3	通信接続樹 500×1050×2000	単位	箇所	数量	1	単価	38, 740
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
《設置費》								
タクトスリフ 取付手間		φ 50～φ 250	箇所	9	2, 530	22, 770		
《材料費》								
タクトスリフ (材料費)		PV φ 75	個	2	2, 140	4, 280		
タクトスリフ (材料費)		PV φ 50	個	7	1, 670	11, 690		
計						38, 740		
単価						38, 740	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単-41号	既設特殊部 R-1	特殊部I型 1200×1350×6500	単位	箇所	数量	1	単価	61, 690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
《設置費》								
ダクトスリフ 取付手間		φ 50～φ 250	箇所	11	2, 530	27, 830		
《材料費》								
ダクトスリフ (材料費)		ECVP φ 130	個	4	5, 190	20, 760		
ダクトスリフ (材料費)		PV φ 75	個	3	2, 140	6, 420		
ダクトスリフ (材料費)		PV φ 50	個	4	1, 670	6, 680		
計						61, 690		
単価						61, 690	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単一42号	既設特殊部 R-27	特殊部I型 1200×1350×4500	単位	箇所	数量	1	単価	53, 970
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
《設置費》								
ダクトスリフ 取付手間		φ 50～φ 250	箇所	10	2, 530	25, 300		
《材料費》								
ダクトスリフ (材料費)		ECVP φ 130	個	3	5, 190	15, 570		
ダクトスリフ (材料費)		PV φ 75	個	3	2, 140	6, 420		
ダクトスリフ (材料費)		PV φ 50	個	4	1, 670	6, 680		
計						53, 970		
単価						53, 970	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

単-43号	既設特殊部 R-32	特殊部I型 1200×1350×4500	単位	箇所	数量	1	単価	38, 740
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
《設置費》								
ダクトスリフ 取付手間		φ 50～φ 250	箇所	9	2, 530	22, 770		
《材料費》								
ダクトスリフ (材料費)		PV φ 75	個	2	2, 140	4, 280		
ダクトスリフ (材料費)		PV φ 50	個	7	1, 670	11, 690		
計						38, 740		
単価						38, 740	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50
単一44号	切削オーバーレイ	7cm以下 一層 段差すりつけ無 再生密粒度アスコン(20)	単位	m2	数量	1	単価 3, 260
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
切削オーバーレイ		7cm以下 一層 無 50mm 再生密粒度アスコン(20) タックコート	m 2	1	3, 260	3, 260	
計						3, 260	
単価						3, 260	円／m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50
単一45号	殻運搬(路面切削)	アスファルト殻(切削材)	単位	m3	数量	1	単価 6, 775
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬 (路面切削)		有り 46. 0km以下 全ての費用	m 3	1	6, 775	6, 775	
計						6, 775	
単価						6, 775	円／m3

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一46号	殻処分	アスファルト殻(切削材)	単位	m3	数量	1	単価	3, 525
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	3, 525	3, 525		
計						3, 525		
単価						3, 525	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一47号	下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚100mm	単位	m2	数量	1	単価	1, 263
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤 (歩道部)		100mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	1, 263	1, 263		
計						1, 263		
単価						1, 263	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一48号	表層(歩道部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚40mm 1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	単位	m2	数量	1	単価	3,166
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層 (歩道部)		1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 40mm 再生密粒度アスコン (13) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	3,166	3,166		
計						3,166		
単価						3,166	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一49号	上層路盤(車道・路肩部) (1)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 300mm	単位	m2	数量	1	単価	2,832
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤 (歩道部)		300mm 2層施工 再生粒度調整碎石 RM-40 全ての費用	m 2	1	2,832	2,832		
計						2,832		
単価						2,832	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一50号	上層路盤(車道・路肩部) (2)	再生瀝青安定処理材(40) 仕上り厚 170mm	単位	m2	数量	1	単価	9, 837
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤 (車道・路肩部)		再生瀝青安定処理材 (40) 1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚50mmを超え100mm以下) 85mm プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	4, 988	4, 988		
上層路盤 (車道・路肩部)		再生瀝青安定処理材 (40) 1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚50mmを超え100mm以下) 85mm プライムコート(各種) 全ての費用	m 2	1	4, 849	4, 849		
計						9, 837		
単価						9, 837	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一51号	基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 80mm 1. 4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	単位	m2	数量	1	単価	6, 328
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基層 (車道・路肩部)		1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 40mm 再生粗粒度アスコン (20) タックコート PK-4 全ての費用	m 2	1	3, 287	3, 287		
基層 (車道・路肩部)		1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 40mm 再生粗粒度アスコン (20) 無し 全ての費用	m 2	1	3, 041	3, 041		
計						6, 328		
単価						6, 328	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50
単一52号	中間層(車道・路肩部)	改質As 粗粒II型(20)DS5000 舗装厚 70mm 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm超70mm以下)	単位	m2	数量	1	単価 5, 201
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
中間層 (車道・路肩部)		1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚50mmを超え70mm以下) 70mm 改質As 粗粒 II型 (2 0) DS5000 タックコート PK-4 全ての費用	m 2	1	5, 201	5, 201	
計						5, 201	
単価						5, 201	円／m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50
単一53号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	単位	m2	数量	1	単価 3, 596
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層 (車道・路肩部)		1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 50mm 再生密粒度アスコン (2 0) タックコート PK-4 全ての費用	m 2	1	3, 596	3, 596	
計						3, 596	
単価						3, 596	円／m2

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一54号	交通誘導警備員 (1)	A(夜間)	単位	人日	数量	1	単価	30, 750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 A			人日	1	30, 750	30, 750		
計						30, 750		
単価						30, 750	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
単一55号	交通誘導警備員 (2)	B(夜間)	単位	人日	数量	1	単価	28, 050
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人日	1	28, 050	28, 050		
計						28, 050		
単価						28, 050	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一56号	交通誘導警備員 (3)【昼間】	B(昼間)	単位	人日	数量	1	単価	18, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人日	1	18, 700	18, 700		
計						18, 700		
単価						18, 700	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一57号	建設機械運搬費		単位	台	数量	1	単価	163, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
貨物自動車による運搬（1 車 1 回）		路面切削機(ホイール式・廃材積込装置付) 2. 0m 16. 5km 無 有 10500円	台	2	81, 500	163, 000		
計						163, 000		
単価						163, 000	円／台	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単－58号	仮設材運搬費		単位	t	数量	1	単価	11, 760
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【往復】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬		北海道・東北・関東・北陸・中部 16. 5km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	2	4, 380	8, 760		
仮設材等の積み込み、取卸し費		積み込み, 取卸し(往復分)	t	1	3, 000	3, 000		
計						11, 760		
単価						11, 760	円／t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50
	基礎掘削及びスパイラルダクト立込	照明灯基礎 500 φ 2. 5m以下	単位	基	数量	10	単価 14, 890
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員			人	1. 1	40, 500	44, 550	
トラック式アースオーガ [建柱車]			時間	9	11, 590	104, 310	
諸雑費（まるめ）			式	1		40	
計						148, 900	
単価						14, 890	円／基

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
	接地設置	D種接地 補正あり	単位	極	数量	1	単価	12, 870
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	0. 25	51, 450	12, 862		
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						12, 870		
単価						12, 870	円／極	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
	連結式接地棒	径10×1500	単位	本	数量	1	単価	1, 740
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
連結式接地棒		φ 1 0 × 1 5 0 0 mm	本	1	1, 740	1, 740		
計						1, 740		
単価						1, 740	円／本	

参考資料（1）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	連結式接地棒用リード端子	径10用 8mm2×500	単位	本	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	580
	連結式接地棒用リード端子	φ 1 0 用 8 m m 2 × 5 0 0	本	1	580	580		
	計					580		
	単価					580	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	アンカーフレーム設置【夜間】		単位	組	数量	10	単価	19, 160
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1. 25	51, 600	64, 500		
	特殊作業員		人	1. 25	46, 050	57, 562		
	普通作業員		人	1. 25	40, 500	50, 625		
	諸雑費（率＋まるめ） 11%		式	1		18, 913		
	計					191, 600		
	単価					19, 160	円／組	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	波付硬質合成樹脂管（F E P）敷設	道路沿い(地中) 新設 FEP 50mm 1条 0%	単位	m	数量	100	単価	597. 3
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	0. 5	51, 450	25, 725		
波付硬質ポリエチレン電線管		F E P 5 0 m m	m	100	340	34, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						59, 730		
単価						597. 3	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	基礎掘削及びスパイラルダクト立込	照明灯基礎 500 φ 2m以下	単位	基	数量	10	単価	11, 760
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	0. 9	40, 500	36, 450		
トラック式アースオーガ [建柱車]			時間	7	11, 590	81, 130		
諸雑費（まるめ）			式	1		20		
計						117, 600		
単価						11, 760	円／基	

参考資料（1）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	3,525
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 アスファルト殻(掘削材)【夜間】		【東京22】	m ³	100	3,525	352,500		
計						352,500		
単価						3,525	円／m ³	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50
	切削オーバーレイ	7cm以下 一層 無 50mm 再生密粒度アスコン(20) タックコート	単位	m 2	数量	100	単価 3, 260
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0. 137	51, 600	7, 069		
特殊作業員		人	0. 41	46, 050	18, 880		
普通作業員		人	0. 683	40, 500	27, 661		
再生アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（２０）	t	12. 573	11, 500	144, 589		
アスファルト乳剤	P K－４ タックコート用	L	43	111	4, 773		
路面切削機運転	7cm以下 一層	日	0. 137	281, 400	38, 551		
路面清掃車運転	7cm以下 一層	日	0. 137	94, 890	12, 999		
アスファルトフィニッシャ運転	7cm以下 一層	日	0. 137	187, 400	25, 673		
ロードローラ運転	7cm以下 一層	日	0. 137	80, 470	11, 024		
タイヤローラ運転	7cm以下 一層	日	0. 137	76, 600	10, 494		
諸雑費（率＋まるめ） 16%		式	1		24, 287		

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	切削オーバーレイ	7cm以下 一層 無 50mm 再生密粒度アスコン(20) タグコート	単位	m 2	数量	100	単価	3, 260
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
計						326, 000		
単価						3, 260	円／m 2	

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.05 2026.05 1.000-00-00-2-50	
	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	3,525
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 アスファルト殻(切削材)【夜間】		【東京22】	m ³	100	3,525	352,500		
計						352,500		
単価						3,525	円／m ³	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.05 2026.05 1.000-00-00-2-50	
	鋼矢板賃料	H=2.0 賃料期間2日 使用回数1回	単位	枚	数量	100	単価	475.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鋼矢板(軽量鋼矢板)		軽量型(2型,3型)	t	2.96	16,070	47,567		
計						47,567		
単価						475.6	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
	アルミ腹起し	賃料期間2日	単位	本	数量	1	単価	566
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
腹起し基本料		アルミ腹起し 70～80×115～130×2000	本	1	500	500		
腹起し賃料		アルミ腹起し 70～80×115～130×2000	本・日	2	33	66		
計						566		
単価						566	円／本	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
	切梁ポート	賃料期間2日	単位	本	数量	1	単価	768
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
切梁ポート基本料		アルミギア式ポート L=1250～1810	本	1	500	500		
切梁ポート賃料		アルミギア式ポート L=1250～1810	本・日	2	134	268		
計						768		
単価						768	円／本	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価	30, 750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 A			人	1	30, 750	30, 750		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						30, 750		
単価						30, 750	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-50	
	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	28, 050
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人	1	28, 050	28, 050		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						28, 050		
単価						28, 050	円／人日	

参考資料（1）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	18,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	18,700	18,700		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						18,700		
単価						18,700	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機（ホール式・廃材積込装置付）2. 0m 16. 5km 無 有 10500円	単位	台	数量		単価	
						1		81, 500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 20kmまで						
			台	1	71, 000	71, 000		
	貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）K（K’）						
			台	1	10, 500	10, 500		
	諸雑費（まるめ）							
			式	1		0		
	計					81, 500		
	単価					81, 500	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 16. 5km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4, 380
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分B		製品長12m以内 20kmまで	t	1	4, 380	4, 380		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4, 380		
単価						4, 380	円／ t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等の積込み、取卸し費	積込み, 取卸し(往復分)	単位	t	数量	1	単価	3, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み、取卸し費（仮設材等）			t	2	1, 500	3, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						3, 000		
単価						3, 000	円／ t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	土質等試験費（一式入力）	149千円	単位	式	数量	1	単価	149, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土質等試験費			式	1		149, 000		
計						149, 000		
単価						149, 000	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	道路施設基本データ作成費用		単位	式	数量	1	単価	64, 230
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
技術員			人	1. 75	36, 700	64, 225		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						64, 230		
単価						64, 230	円／式	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	トラック式アースオーガ [建柱車]	オーガ径φ 4 5 0 mm 吊能力 2. 0 t	単位	時間	数量	1	単価	11, 590
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	0. 17	46, 650	7, 930		
軽油			L	4. 3	151	649		
トラック式アースオーガ [建柱車]		オーガ径φ 4 5 0 mm 吊能力 2. 0 t	時間	1	3, 010	3, 010		
諸雑費（まるめ）			式	1		1		
計						11, 590		
単価						11, 590	円／時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	路面切削機運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	281, 400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	46, 650	46, 650		
軽油			L	215	151	32, 465		
路面切削機［ホイール式・廃材積込装置付］			排ガス型（第 3 次）切削幅×深さ 2. 0×0. 2 3 m	供用日	1. 28	158, 000	202, 240	
諸雑費（まるめ）			式	1		45		
計						281, 400		
単価						281, 400	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	路面清掃車運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	94, 890
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	1	38, 400	38, 400		
	軽油		L	39	151	5, 889		
	路面清掃車 [ブラシ・四輪式・路面切削工事用]	ホッパ収集容量 1. 5 m ³	供用日	1. 15	44, 000	50, 600		
	諸雑費（まるめ）		式	1		1		
	計					94, 890		
	単価					94, 890	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	アスファルトフィニッシャ運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	187, 400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	46, 650	46, 650		
軽油			L	59	151	8, 909		
アスファルトフィニッシャ [ホイール型]			排ガス対策 2 0 1 4 年規制 舗装幅 2. 3 ～ 6. 0 m	供用日	1. 28	103, 000	131, 840	
諸雑費（まるめ）			式	1		1		
計						187, 400		
単価						187, 400	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	ロードローラ運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	80, 470
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	46, 650	46, 650		
	軽油		L	29	151	4, 379		
	ロードローラ [マカダム]	排出ガス対策型（２０１４年規制） 運転質量１０ｔ	供用日	1. 28	23, 000	29, 440		
	諸雑費（まるめ）		式	1		1		
	計					80, 470		
	単価					80, 470	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	タイヤローラ運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	76, 600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	46, 650	46, 650		
軽油			L	22	151	3, 322		
タイヤローラ [普通型・排ガス対策 2 0 1 4 年規制]		運転質量 1 3 ～ 1 4 t	供用日	1. 28	20, 800	26, 624		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						76, 600		
単価						76, 600	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	鋼矢板(軽量鋼矢板)	軽量型(2型, 3型)	単位	t	数量	1	単価	16, 070
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鋼矢板（軽量矢板）	軽量型（2 型， 3 型）	t	1	264	264		
	鋼矢板(軽量矢板) 軽量型(2型, 3型)	整備費	t	2. 75	5, 750	15, 812		
	計					16, 076		
	単価					16, 070	円／t	

参考資料（3）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	鋼矢板(軽量矢板) 軽量型(2型, 3型)	整備費	単位	t	数量	1	単価	5, 750
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鋼矢板（軽量矢板） 軽量型（2 型、3 型）	整備費	t	1	5, 750	5, 750		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					5, 750		
	単価					5, 750	円／t	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	積込(ルーズ)	仮置場	単位	m3	数量	1	単価	255. 7	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
積込 (ルーズ)		土砂 土量50, 000m3未満	m 3	1	255. 7	255. 7			
計						255. 7			
単価						255. 7	円／m3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	土砂等運搬	仮置場～処分場	単位	m3	数量	1	単価	3, 083
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 19. 5km以下	m 3	1	3, 083	3, 083		
計						3, 083		
単価						3, 083	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-3号	残土等処分		単位	m3	数量	1	単価	26, 250
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
残土等処分			m 3	1	26, 250	26, 250		
計						26, 250		
単価						26, 250	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	積込(ルーズ)	仮置場	単位	m3	数量	1	単価	259. 2	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
積込 (ルーズ)		土砂 土量50, 000m3未満	m 3	1	259. 2	259. 2			
計						259. 2			
単価						259. 2	円／m3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	土砂等運搬	仮置場～処分場	単位	m3	数量	1	単価	873. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 3. 0km以下	m 3	1	873. 3	873. 3		
計						873. 3		
単価						873. 3	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-3号	残土等処分		単位	m3	数量	1	単価	5, 236
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
残土等処分			m 3	1	5, 236	5, 236		
計						5, 236		
単価						5, 236	円／m3	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路改良工事			合算工事： 0			
対象工事費	144,628,668	直接工事費	144,628,668	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	95,207,300	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		90,868,440				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		90,868,440	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		53,760,228	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		49,421,368		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10.36 %		0 %		
施工地域等補正		1.3	ICT 施工補正	1		
率（補正後）		13.47 %				
計上額		7,241,000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	49,421,368	直接工事費	144,628,668		
非対象額計（－）	95,207,300				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	95,207,300	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	49,421,368	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2.07 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2.07 %				
計上額	1,023,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	397,953				
運搬費	176,923	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	221,030
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					8,661,953

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路改良工事			合算工事： 0			
対象工事費	34, 503, 268	直接工事費	34, 503, 268	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	819, 300	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		34, 503, 268	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		33, 683, 968		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10. 81 %		0 %		
施工地域等補正		1. 3	ICT施工補正	1		
率（補正後）		14. 05 %				
計上額		4, 847, 000		0	0	
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	33,683,968	直接工事費	34,503,268		
非対象額計 (一)	819,300				
管理費区分 1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分 2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分 5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分 9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分 T	819,300	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品 (+)	0				
無償貸付機械評価額 (+)	0				
現場環境改善費対象額 (P i)					
単独 (追加工事)	33,683,968	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率 (補正前)	2.21 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地				
率 (補正後)	2.21 %				
計上額	744,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	397,953				
運搬費	176,923	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	221,030
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					5,988,953

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路改良工事			合算工事： 0			
対象工事費	59,177,400	直接工事費	59,177,400	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	52,500,000	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		50,724,678				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		50,724,678	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		8,452,722	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		6,677,400		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		12.37 %		0 %		
施工地域等補正		1.2	ICT施工補正	1		
率（補正後）		14.84 %				
計上額		1,254,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	6,677,400	直接工事費	59,177,400		
非対象額計 (一)	52,500,000				
管理費区分 1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分 2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分 5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分 9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分 T	52,500,000	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品 (+)	0				
無償貸付機械評価額 (+)	0				
現場環境改善費対象額 (P i)					
単独 (追加工事)	6,677,400	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率 (補正前)	2.93 %	0 %		0 %	
施工地域等補正	市街地				
率 (補正後)	2.93 %				
計上額	195,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					1, 449, 000

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路改良工事			合算工事： 0			
対象工事費	50,948,000	直接工事費	50,948,000	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	41,888,000	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		40,359,560				
管理費区分 1		0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分 2, 7		0	(工場原価)			
管理費区分 5		0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分 9		0	(間接費非対象額)			
管理費区分 T		40,359,560	(全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額)			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		10,588,440	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		9,060,000		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		12.1 %		0 %		
施工地域等補正		1.2	ICT 施工補正	1		
率（補正後）		14.52 %				
計上額		1,537,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	9,060,000	直接工事費	50,948,000		
非対象額計 (一)	41,888,000				
管理費区分 1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分 2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分 5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分 9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分 T	41,888,000	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品 (+)	0				
無償貸付機械評価額 (+)	0				
現場環境改善費対象額 (P i)					
単独 (追加工事)	9,060,000	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率 (補正前)	2.78 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率 (補正後)	2.78 %				
計上額	251,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					1,788,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	153,290,621	単独（追加工事）直接工事費	144,628,668	単独（追加工事）共通仮設費	8,661,953
非対象額計（一）	91,025,240				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	156,800	（間接費非対象額）			
管理費区分T	90,868,440	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	62,265,381	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	57,926,521		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	30.48 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	33.53 %		0 %		
計上額	20,877,000		0		0
			6,452,539（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独 (追加工事) 純工事費	40,492,221	単独 (追加工事) 直接工事費	34,503,268	単独 (追加工事) 共通仮設費	5,988,953
非対象額計 (一)	156,800				
管理費区分 2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分 5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分 9	156,800	(間接費非対象額)			
管理費区分 T	0	(全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額)			
対象額 支 給 品 (+)	0				
無償貸付機械等評価額 (+)	0				
現場管理費対象純工事費					
単独 (追加工事)	40,335,421	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	39,516,121		0		0
現場管理費対象純工事費 (調整工事入力で使用)					
率 (補正前)	31.17 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT 施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率 (補正後)	34.29 %		0 %		
計上額	13,831,000		0		0
				(工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独 (追加工事) 純工事費	60,626,400	単独 (追加工事) 直接工事費	59,177,400	単独 (追加工事) 共通仮設費	1,449,000
非対象額計 (一)	50,724,678				
管理費区分 2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分 5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分 9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分 T	50,724,678	(全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額)			
対象額 支給品 (+)	0				
無償貸付機械等評価額 (+)	0				
現場管理費対象純工事費					
単独 (追加工事)	9,901,722	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	8,126,400		0		0
現場管理費対象純工事費 (調整工事入力で使用)					
率 (補正前)	33.49 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT 施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率 (補正後)	36.84 %		0 %		
計上額	3,647,000		0		0
				(工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	52,736,000	単独（追加工事）直接工事費	50,948,000	単独（追加工事）共通仮設費	1,788,000
非対象額計（一）	40,359,560				
管理費区分 2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T	40,359,560	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	12,376,440	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	10,848,000		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	33.11 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	36.42 %		0 %		
計上額	4,507,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	川崎国道事務所 工務課	工事番号	2026040003	第 0 回変更
発注年月	令和08年04月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
				道路改良工事

工事原価	174,167,621				
純工事費	153,290,621	現場管理費	20,877,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	91,025,240				
管理費区分 9	156,800	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	90,868,440	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	83,142,381	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	78,803,521	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	83,142,381				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	18.76 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	15,630,379				
業務委託料等	0				
調査基準価格	193,765,000				
調査基準価格の100/110	176,150,000	（ 92 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初）

国土交通省 関東地方整備局
川崎国道事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良 【蒲田地区】		式		1		
道路付属施設工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂 上記以外(小規模)	式		1		
埋戻し	土砂 上記以外(小規模)	式		1		
土砂等運搬	現場～仮置場	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
残土処理工		式		1		
積込(ルース) 【昼間】	仮置場	式		1		
土砂等運搬 【昼間】	仮置場～処分場	式		1		
残土等処分 【昼間】		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
照明灯基礎設置工		式		1		
照明灯基礎設置 (1)	二灯式照明A	個所		3		
照明灯基礎設置 (2)	二灯式交差点用照明A	個所		2		
照明灯基礎設置 (3)	二灯式照明B	個所		7		
照明灯基礎設置 (4)	車道用照明 (H=12m)	個所		8		
照明灯基礎設置 (5)	交差点用照明	個所		2		
照明灯基礎設置 (6)	車道用照明 (H=9m)	個所		1		
照明灯基礎設置 (7)	歩道用照明	個所		9		
舗装版撤去工		式		1		
舗装版破碎工		式		1		
舗装版切断 (1)	アスファルト舗装版 15cm以下	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
舗装版切断 (2)	アスファルト舗装版 15cmを超え30cm以下	式		1		
舗装版破碎 (1)	アスファルト舗装版 舗装厚 t=4cm	m2		29		
舗装版破碎 (2)	アスファルト舗装版 舗装厚 t=20cm	m2		71		
殻運搬 (1)	アスファルト殻(掘削材)	m3		1		
殻運搬 (2)	アスファルト殻(掘削材)	m3		14		
殻処分	アスファルト殻(掘削材)	m3		15		
開削土工		式		1		
掘削工		式		1		
開削掘削		式		1		
埋戻し工		式		1		
埋戻し・締固め (1)	発生土 土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
埋戻し・締固め (2)	購入 中埋砂	式		1		
残土処理工		式		1		
土砂等運搬	現場～仮置場	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
積込(ルース) 【昼間】	仮置場	式		1		
土砂等運搬 【昼間】	仮置場～処分場	式		1		
残土等処分 【昼間】		式		1		
UCR基本料		申込		1		
電線共同溝工		式		1		
管路工(管路部)		式		1		
電力管布設	ECVP管 φ 130 直管	m		257		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
管路受台	ECVP管 φ 130用	個		190		
通信管布設 (1)	PV管 φ 75 直管	m		285		
管路受台 (1)	PV管 φ 75用	個		200		
通信管布設 (2)	PV管 φ 50 直管	m		519		
管路受台 (2)	PV管 φ 50用	個		480		
埋設表示シート	W=400	m		182		
プレキャストボックス工(特殊部)		式		1		
既設特殊部 L-1	特殊部I型 1200×1800×6500	箇所		1		
既設特殊部 L-2		箇所		1		
既設特殊部 L-3	通信接続柵 500×1050×2000	箇所		1		
既設特殊部 R-1	特殊部I型 1200×1350×6500	箇所		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
既設特殊部 R-27	特殊部I型 1200×1350×4500	箇所		1		
既設特殊部 R-32	特殊部I型 1200×1350×4500	箇所		1		
舗装工		式		1		
切削オーバーレイ工		式		1		
切削オーバーレイ	7cm以下 一層 段差すりつけ無 再生 密粒度アスコン(20)	m2		2,340		
殻運搬(路面切削)	アスファルト殻(切削材)	m3		117		
殻処分	アスファルト殻(切削材)	m3		117		
仮復旧工 歩道		式		1		
下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚100mm	m2		29		
表層(歩道部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚40mm 1.4 m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2		29		
仮復旧工 車道		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
上層路盤(車道・路肩部) (1)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 300mm	m2		71		
上層路盤(車道・路肩部) (2)	再生瀝青安定処理材(40) 仕上り厚 170mm	m2		71		
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 80mm 1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	m2		71		
中間層(車道・路肩部)	改質As 粗粒II型(20)DS5000 舗装厚 70mm 1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm超70mm以下）	m2		71		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	m2		71		
仮設工		式		1		
土留・仮締切工		式		1		
軽量鋼矢板(電線共同溝)	Ⅱ型	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)	A(夜間)	式		1		
交通誘導警備員 (2)	B(夜間)	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
交通誘導警備員 (3)【昼間】	B(昼間)	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
技術管理費		式		1		
土質等試験費		式		1		
六価カド溶出試験費		式		1		
道路施設基本データ作成費用		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良 【羽田地区】		式		1		
道路土工		式		1		
残土処理工		式		1		
積込（ルース）	仮置場	m3		2,000		
土砂等運搬	仮置場～処分場	m3		2,000		
残土等処分		m3		2,000		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初）						（ 当 初 ）
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
純工事費			式		1		
現場管理費			式		1		
工事原価			式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良 【浮島地区】		式		1		
道路土工		式		1		
残土処理工		式		1		
積込（ルース）	仮置場	m3		8,000		
土砂等運搬	仮置場～処分場	m3		8,000		
残土等処分		m3		8,000		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事（当初）						（ 当 初 ）
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
純工事費			式		1		
現場管理費			式		1		
工事原価			式		1		

R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事 (当初)

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	144, 628, 668
(2) 共通仮設費 -----	9, 225, 953
(3) 純工事費 -----	153, 854, 621

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	21, 985, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	175, 839, 621
-----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	15, 630, 379
------------------------	--------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	191, 470, 000
-----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	19, 147, 000
-------------------	--------------

(12) 請負工事価格 -----	210, 617, 000
-------------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	191, 470, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	193, 765, 000
-------------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	176, 150, 000
---------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額) -----	15, 630, 767)
-------------------------	----------------

R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事

特記仕様書

令和 8 年 4 月

国土交通省関東地方整備局

川崎国道事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和8年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等（契約書第10条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
 - （ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は東京都内、神奈川県内の工事でなければならない。
 - （6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

- 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第7条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

【蒲田地区】

起点 東京都大田区南蒲田1丁目 緯度 35° 33' 35" 経度 139° 43' 24"
終点 東京都大田区東六郷1丁目 緯度 35° 33' 9" 経度 139° 43' 4"

【羽田地区】

東京都大田区羽田空港3丁目地先 緯度 35° 32' 11" 経度 139° 47' 44"

【浮島地区】

神奈川県川崎市川崎区浮島町地先 緯度 35° 30' 50" 経度 139° 47' 11"

第8条 コリンズ(CORINS)への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、東京都大田区南蒲田 1 丁目から東京都大田区東六郷 1 丁目の国道 15 号蒲田駅周辺整備事業区間において、電線共同溝及び道路照明工、外 2 箇所において残土処理工等の改良工事を行うものである。

電線共同溝工 L = 110m
道路照明工 N = 32 基
舗装工 A = 2, 400m²
残土処理工 V = 10, 000m³

第 9 条 コリンズ（CORINS）への設計業務名およびテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
平成 27 年度国道 15 号道路修正設計他業務	4022913608
R 4 川崎国道管内道路設計（その 1）業務	4050864661

第 10 条 工事用地等の使用

受注者は、資機材置場等として、下記のとおり道路予定地を使用することも可能とする。なお、使用にあたっては、事前に監督職員の承諾を得るものとし、既道路施設等に損傷を与えた場合は、受注者の責において原形復旧を行うものとする。

- （１）使用箇所：夫婦橋両側の道路予定地
- （２）使用期間：本工事施工期間中
- （３）安全確保：道路予定地使用による車両出入り等の安全確保は、受注者の責及び負担にて実施するものとする。
- （４）使用条件：改変等を行う際には、事前に監督職員に承諾を得るものとし、復旧等は受注者負担で原形復旧を行うものとする。
ただし、既道路施設等に影響を与えないものとする。

第 11 条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ○○建設株式会社
	印

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第 12 条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - （1）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - （2）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - （3）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は川崎国道事務所のホームページにより公表する。
 - （4）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

（別紙様式－0－1～0－10 参照）

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資料の当初と実績の比較表

比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１３条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１４条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- ①道路付属施設工
- ②電線共同溝工
- ③舗装工

第１５条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１６条 工事書類の作成

- １．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。
- ２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- ３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第17条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第18条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第19条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思

想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に1回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第20条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第21条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第22条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワ

- ンダーレスpons実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第23条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第24条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-17から1-1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第25条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が高くなったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が高くなった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第26条 再生資材の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生砂	Rs	埋戻し・締固め(2)
再生クラッシャー	RC-40	照明灯基礎設置(1)～(7) 下層路盤（歩道部）
再生粒度調整碎石	RM-40	上層路盤（車道・路肩部） (1)
改質アスファルト粗粒Ⅱ型(20)	改A①	中間層（車道・路肩部）

再生粗粒度アスファルト混合物(20)	RA①	基層（車道・路肩部）
再生密粒度アスファルト混合物(20)	RA②	表層（車道・路肩部） 切削オーバーレイ
再生密粒度アスファルト混合物(13)	RA②	表層（歩道部）
再生瀝青安定処理材(40)	RAst	上層路盤（車道・路肩部） (2)

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

なお、上記に示す再生コンクリート砂の使用箇所は、透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所であることから、六価クロムについて、土壌の汚染に係る環境基準に適合していなければならない。確認方法は、平成3年8月23日付け環境庁告示46号に規定される測定方法に基づき実施するものとする。また、測定試料は再生コンクリート砂製品を直接使用し、1購入先当たり1検体の測定試験を実施するものとする。

第27条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

法 工 程 ごと の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 の 方 法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(2) 再生資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト殻（舗装版破砕）【夜間】	(株)竹中道路 東京工場	東京都八王子市小宮町 1003
アスファルト殻（路面切削）【夜間】	(株)竹中道路 東京工場	東京都八王子市小宮町 1003

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
 なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

(株)竹中道路 : 8時～17時 (時間外) 17時～8時

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第28条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第29条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JISA 5 0 2 2（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JISA 5 0 2 3（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JISA 5 3 6 5（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のための試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3－3－3 配合」に従うものとする。

第30条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第31条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和8年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領（令和8年3月改定）の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第32条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写

体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例を以下に示す。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和５年３月）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の

信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第33条 ICT活用工事（舗装工（修繕））について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

（1）i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを活用する工事である。また、以下の①～⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、切削オーバーレイ工事または路面切削工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の段階で I C T 施工技術を活用することとし舗装工（修繕工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. I C T 施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、交通規制を削減し、以下 1) ～ 3) から選択（複数可）して測量を行うものとする。ただし、前工事及び設計段階での 3 次元データが活用できる場合や、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択する

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② 3次元設計データ等作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、I C T 建設機械による施工、及び 3 次元出来形管理を行う場合は 3 次元設計データを作成する。

③ I C T 建設機械による施工

5. ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1) 2) に示す I C T 建設機械により施工を実施するものとし、切削指示値等に積極的に 3 次元設計データ等を活用するものとする。

なお、I C T 建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議して従来型建設機械による施工を実施しても I C T 活用工事とする。

位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。

- 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械
- 2) 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・

記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

なお、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに切削深さの計測・記録する方法としては、外部計測機による切削装置の計測の他切削装置に表示される指示値を取得する方法などがある。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

なお、監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施した場合は従来手法による施工管理を実施する。

(1) 出来形管理

3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1) 2) から選択（複数以上可）して実施するものとする。

1) TS等光波方式を用いた出来形管理

2) 地上写真測量を用いた出来形管理

3次元位置を用いた施工管理システムを使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3) により実施するものとする。

3) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第34条 ICT活用工事（作業土工（床掘工））について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

- (1) i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。
- (2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選択）②③⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。
対象は、作業土工（床掘工）を含む工事とする。

- ①起工測量（選択）
- ②3次元設計データ作成
- ③ICT建設機械による施工
- ④該当なし（3次元出来形管理等の施工管理）
- ⑤3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～6によりICT施工技術の活用を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記①（選択）②③および⑤の段階でICT施工技術を活用することとし、作業土工（床掘工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量、対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、作業土工（床掘工）以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、作業土工（床掘工）と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。
5. ICT施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する。

①起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはICT施工技術を用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した3次元

起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

I C T施工技術を用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数選択可)して測量を行うことができるものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) T S等光波方式を用いた起工測量
- 6) T S(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) R T K-G N S Sを用いた起工測量

②3次元設計データ作成

受注者は、4. ③1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械により施工を実施する場合、4. ①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、I C T建設機械による施工を行うため、3次元設計データを作成する。

③I C T建設機械による施工

以下1) 2)に示すI C T建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和7年3月31日 国土交通省告示第240号)付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

- 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

- 2) 2次元MG建設機械

建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する2次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③I C T建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとする。

るが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤ 3次元データの納品

4. ②により作成した3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

ただし、1-3①において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。

6. 上記4. ①（選択）②③の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第35条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第36条 ICT活用工事（舗装工（修繕工））の費用について

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第37条 ICT活用工事（作業土工（床掘工））の費用について

1. 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、作業土工（床掘工）及び作業土工（床掘工）以外の工種に関するICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領より費用を計上することとする。

- ・ICT活用工事（導入型）積算要領

- ・ICT活用工事（作業土工（床掘工））積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第38条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第39条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能
(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス
(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場
(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、

上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第４０条 BIM/CIM 活用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料１ 推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。３次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活用内容	活用内容の詳細
【義務項目】	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
２次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、２次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員等への説明	詳細設計等で作成された３次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
【推奨項目】	
重ね合わせによる確認	３次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 (例) 本工事では建築限界及び構造物等と官民境界の位置を確認する。
現場条件の確認	３次元モデルに建機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。 (例) 本工事では、建機の搬出入経路及び旋回範囲を確認

	認する。
施工ステップの確認	一連の施工ステップごとの3次元モデルで施工可能かどうか確認する。 (例) 本工事では、交通規制を伴う部分の切り替え、作業スペース等を確認する。 (例) 本工事では、工事進捗に伴い変化する仮設及び建機等の作業スペース等を確認する。
施工管理での活用	3次元モデル上で施工手順等を区別し、施工範囲の明確化や進捗管理等に活用する。 (例) 本工事では、護岸工の打設日毎に色分けをし、進捗確認を行う。

(参考) 3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度 (※1) (※1) 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する(BIM/CIM 取扱要領「付属資料3 オブジェクト分類」を参照。)

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施(変更)計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書(変更含む)に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容(3次元モデルの活用内容、期待する効果等)
- 4) 3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等)
- 5) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成担当者
- 8) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 1) 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 2) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC形式）、統合モデル、動画等）

4. その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト

(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>)

で提供されているので、適宜参照すること。

第41条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和8年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準(案)(令和6年2月)」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
積込み(ルーズ)、土砂等運搬(仮置場～処分場)、残土等処分を除く全ての工種	夜間作業	372人(うち有資格誘導員104人)	【蒲田地区】
土砂等運搬(現場～仮置場)	昼間作業	8人(うち有資格誘導員0人)	【蒲田地区】
合計		380人(うち有資格誘導員104人)	

※羽田地区及び浮島地区は、別工事での計上を想定し、当初は計上していない。

現地条件等により、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 試掘及び埋設物の防護

電線共同溝工の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

7. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第42条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - (1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。
上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。
なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※真夏日補正係数：1.2

第43条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直

轄工事」という)において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」(以下、「認定技術者」という)として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事(準備工を除く)に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任(監理)技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」(以下、「優秀認定技術者」という)として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」(以下、「認定ロゴマーク」という)を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用(印刷、シール)することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置(指名停止、文書注意、口頭注意)を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第44条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者(警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者)1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第45条 仮設工等の段階点検

受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における下記段階及び内容について、監督職員

の指示する書式に従い、確認し、提出するものとする。

- (1) 仮設工の設計完了段階（指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階）

現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。（なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する）

- (2) 仮設工の施工中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

- (3) 仮設工の施工完了段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

- (4) 仮設工の撤去中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

第46条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第47条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第48条 環境対策（工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉じん、排出ガス等））

受注者は、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、下記によらなければならない。

1. 工種
舗装版撤去工
舗装工
2. 建設機械・設備
低騒音・低振動認定機械
騒音防止を施した機械
油圧ジャッキ式破碎機
3. 施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。
また、取り壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。

第49条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第50条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第51条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第52条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とするとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第53条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第54条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書1-1-1-37交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-1-40官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第55条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第56条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
環境負荷の低減を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
現場事務所の快適化を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）を実施するものとする。
 - (4) 地域連携
工事工程表の掲示及び社会貢献を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の100%を上限として設計変更の対象とする。

第57条 工期変更

1. 工期は、雨天、休日等37日を見込み、契約の翌日から令和9年2月26日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の日数を見込んでいる。

① 準備期間	90日間
② 後片付け期間	20日間

③ 雨休率(猛暑日補正無し)(実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数)	【東京都】 0.73 【神奈川県】 0.73
---	---------------------------

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。(当該工事の作業不能日ではない。)

- 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：【東京都】29日間【神奈川県】29日間(過去5か年(2021年～2025年)の気象庁(東京／横浜観測所)及環境省(東京／横浜地点)のデータより年間の平均発生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日))
2. 著しい悪天候や気象状況より工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式ー16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第58条 工程表(工事工程クリティカルパスの共有)

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第59条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第60条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、東京及び横浜観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第61条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	【蒲田地区】 残土処理工 (積込(ルーズ)、土砂等運搬(仮置場～処分場)、残土等処分) 【羽田地区】 全ての工種 【浮島地区】 全ての工種	8時～17時
夜間作業	上記以外の全ての工種	21時～6時

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。
各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

本工事は下記に示す内容等について、契約後に関係機関と協議を行うものとする。

1. 協議内容
道路使用協議
2. 協議機関
警視庁 蒲田警察署
3. 協議箇所
国道15号蒲田地区

第62条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であつて国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム (NETIS) 登録技術
URL <https://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進(Ⅱ)型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第63条 新技術の活用(施工者選定型)

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－VE」以外のNETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第64条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手を持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（5）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式―19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日(国不建第121号)」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。

なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

第65条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施

完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完成部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（6）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 6 6 条 契約後 V E 方式

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

1. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
3. 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式ー 1 ～ 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
4. 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
5. 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
6. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
7. 提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
8. V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式ー 5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
9. V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
10. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
11. 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないも

のとする。

12. VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。
13. 評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

第67条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができる。

本取り組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第68条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」

[国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第69条 施工箇所が点在する工事の適用

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、蒲田地区、羽田地区、浮島地区で施工を行う工事である。

第 7 0 条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第 7 1 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第 7 2 条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 7 3 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号 最終改正令和 6 年 12 月 13 日）第 1 5 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第74条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー12によるものとする。

第75条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第76条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、

工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第77条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第78条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 土工

第79条 建設発生土の受け入れ地

1. 発生土の受け入れ場所は、下記を見込んでいる。

- ・蒲田地区：神奈川県厚木市下荻野宮之浦 1920（運搬距離 53.6km）
- 2. 仮置場所は、神奈川県川崎市川崎区東扇島地先とする。（運搬距離 11.5km）
- 3. 搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 4. 工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第80条 建設発生土の搬出先への情報提供

受注者は、本工事から建設発生土を100m³以上搬出する場合は、別紙様式－8により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

- ①工事件名、工事概要、工事場所
- ②工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
- ③工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
- ④建設発生土の運搬業者名
- ⑤建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
- ⑥建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
- ⑦建設発生土の搬出時期（搬出期間）
- ⑧建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（m³）

第81条 建設副産物の受入地

以下工事の施工に伴い発生する基準超過土については、関係法令等に基づき適切に処理しなければならない。

なお、処理については、下記施設を見込んでいる。

1. 基準超過土

- ・羽田地区（R7国道357号多摩川トンネル羽田立坑その2工事）
 - （1）受け入れ施設：（株）ダイセキ環境ソリューション
横浜恵比須リサイクルセンター
 - （2）受け入れ所在地：神奈川県横浜市神奈川区恵比須町 5-13
 - （3）受け入れ時間：8：30～17：00
 - （4）運搬方法：10t ダンプトラック
- ・浮島地区（R7国道357号多摩川トンネル浮島立坑その2工事）
 - （1）受け入れ施設：川崎市浮島指定処分地
 - （2）受け入れ所在地：神奈川県川崎市川崎区浮島町 523-1
 - （3）受け入れ時間：8：30～16：30
 - （4）運搬方法：10t ダンプトラック

上記については、積算上の条件明示であり、処理方法、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理方法、処理施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、土砂搬出にあたっては契約後、受け入れ施設と協議するものとし、現場条件や受け入れ条件等に変更が生じた場合等、受注者の責によるものでない事項については監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

第82条 残土処理工

1. 羽田地区の仮置場（東京都大田区羽田空港地先）に仮置きされているR7国道357号多摩川トンネル羽田立坑その2工事で発生した建設発生土を本特記仕様書前条で明示した受け入れ施設へ運搬・処分するものとする。
 - ・運搬距離：19.4km
 - ・受け入れ時間：8：30～17：00
2. 浮島地区の仮置場（神奈川県川崎市川崎区浮島地先）に仮置きされているR7国道357号多摩川トンネル浮島立坑その2工事で発生した建設発生土を本特記仕様書前条で明示した受け入れ施設へ運搬・処分するものとする。
 - ・運搬距離：2.1km
 - ・受け入れ時間：8：30～16：30
3. 川崎市浮島指定処分地への搬出にあたっては、川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱に基づき、必要な手続きを行うものとする。

第83条 作業土工

床堀により、発生した土砂は、埋戻しに利用にするものとする。

第84条 土質等試験

本工事で掘削し、処分する残土について土質試験を行う。

土質試験は、平成3年環境省告示第46号付表及び平成15年環境省告示第19号付表に定める方法とし、対象項目は下記のとおりとし、試験回数は1回を見込んでいる。

（1）溶出試験

1	カドミウム	15	1,1,1-トリクロロエタン
2	全シアン	16	1,1,2-トリクロロエタン
3	有機リン	17	トリクロロエチレン
4	鉛	18	テトラクロロエチレン
5	六価クロム	19	1,3-ジクロロプロペン
6	砒素	20	チウラム
7	総水銀	21	シマジン

8	アルキン水銀	22	チオベンカルブ
9	PCB	23	ベンゼン
10	ジクロロメタン	24	セレン
11	四塩化炭素	25	ふっ素
12	1,2-ジクロロエタン	26	ほう素
13	1,1-ジクロロエチレン	27	クロロエチレン
14	シス-1,2-ジクロロエチレン	28	1,4-ジオキサン

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第85条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

使用区分	呼び強度 (N/mm ²)	粗骨材最大 寸法 (mm)	水セメント 比 (%)	セメントの種 類	摘要	参考スランプ (cm) ※注1
【蒲田地区】 照明灯基礎設 置(1)～(7)	18	25(20)	指定なし	高炉セメントB種		8

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

※注1

本工事の特記仕様書、数量総括表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。契約後に受発注者間でスランプ値の確認を行い、施工条件等により、協議の上、スランプを指定することができる。

ただし、（1）使用するコンクリートの単位水量、単位セメント量、水セメント比を配合計画書により確認する（2）使用するコンクリートの目標スランプが12cmを超える場合には、（1）に加え、試し練りを行い材料分離抵抗性を確認すること。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

第86条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ 1 m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管（函）渠等（φ 6 0 0 未満、6 0 0 mm×6 0 0 mm 未満）の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

第 8 7 条 型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。

また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。

型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

第 4 章 土木工事材料

第 8 8 条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用途	針入度	摘要
車道舗装（表層・基層）	4 0 ～ 6 0	
車道舗装（上層路盤）	6 0 ～ 8 0	
歩道舗装	6 0 ～ 8 0	

上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 5 章 一般施工

第 8 9 条 開削土工（埋戻し工）

管路部の埋戻し材は、再生砂で埋戻すものとする。

第 9 0 条 仮設工

本工事の電線共同溝に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

なお、地状況、施工条件等に変更が生じたことに伴い、施工方法等が変更となる場合は、監督職員と協議するものとする。

第91条 歩道舗装

1. 本工事の施工にあたっては、低騒音、低振動型の建設機械を使用するものとする。
2. 工事を行う際は舗装切断を行うなど適切な措置を行うものとする。
3. 施工にあたり、横断方向の勾配は2%を標準とする。縦断方向の勾配は5%以下とするが、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とすることができる。また、交通の支障とならないようにするものとする。なお、縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けないものとする。段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。
4. 工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、現状を十分把握しておくこと。
5. 本工事区画内の境界杭・境界鋳について調査を行い、破損等がある場合には監督職員と協議するものとする。
6. 歩道の施工に際しては、車椅子等の通行を考慮し、極力勾配を少なくするよう段差・切下げ等について配慮すること。(別添-3)

なお、詳細については監督職員と協議するものとする。

7. 横断勾配箇所は、車椅子等の通行を考慮し、横断勾配の低減を行い配慮すること。
8. 横断歩道等に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。
9. 詳細については監督職員と協議するものとする。

第6章 舗装

第92条 材料

1. 粒状路盤材クラッシャーランは、RC-40 とする。
2. 粒度調整路盤材料は、RM-40 とする。
3. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト 量 (%)	摘要
RC	再生クラッシャーラン	40		下層路盤
RAst	再生瀝青安定処理材	40	4.0	上層路盤
RM	再生粒度調整碎石	40		上層路盤

改A①	改質粗粒度アスファルト混合物	20	5.0	中間層
RA①	再生粗粒度アスファルト混合物	20	5.0	基層
RA②	再生密粒度アスファルト混合物	20	5.5	表層（車道）
RA②	再生密粒度アスファルト混合物	13	5.5	表層（歩道）

第93条 ポリマー改質アスファルト

1. 配合設計

耐流動対策の配合設計は、骨材粒度範囲の中央値以下を目標にし、75 μ mふるい通過質量百分率は小さめにする。75 μ mふるい通過分のうち、回収ダスト分は30%を越えないものとする。最適アスファルト量は、下表のマーシャル基準値を満足するアスファルト量の共通範囲の中央値かそれ以下とする。

安定度 S (kN)	フロー値 F (1/100cm)	空隙率 (%)	飽和度 (%)	S/F (kN/m)
7.35以上	土木工事共通仕様書による			2,500以上

注) 突き固め回数は75回とする。

耐流動対策を行う場合は、最適アスファルト量でホイールトラッキング試験を行い、DS値を確認し監督職員の承諾を得るものとする。

DSの目標値は下表のとおりとするが、目標値に達しない場合は、監督職員と協議するものとする。

(単位: 回/mm程度)

種別	交通量区分 N6		交通量区分 N7	
	一般部	交差点部	一般部	交差点部
表層	3,000	4,000	4,000	5,000
基層	-	4,000	4,000	5,000

2. 混合

混合時間は、骨材にアスファルトの被覆が十分に行われ、均一に混合できる時間とする。混合温度は、アスファルトの動粘度が150～300センチストークス（セイボルトフロール度75～150秒）を示す温度範囲から選ぶことを原則とするが、製品により望ましい温度が異なるため留意するものとする。

3. 混合物の運搬

混合物の運搬にあたっては、十分な保温措置を施すものとする。

4. 敷均し・転圧

混合物の舗設は、通常のアスファルト混合物より高い温度で行う必要があり、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理に留意し速やかに敷均しを行い十

分に転圧を行うものとする。

5. 施工計画

一般部、交差点部の標準的な1日当たりの施工工程を施工計画に記載するものとする。
なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意するものとする。

第94条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第7章 電線共同溝

第95条 工事の遵守事項

受注者は、「電線共同溝管理規程（案）」（平成10年7月27日）、「電線共同溝保安細則（案）」（平成10年7月27日）、「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）Ver. 2 TYPE-B」（平成15年10月）、「電線共同溝参考資料（案）」（令和元年12月）、電線共同溝工事における監督・検査体制の強化について試行（平成20年3月25日）を遵守しなければならない。

第96条 低コスト化のための比較検討

管路部及び特殊部について、当初設計においては従来手法により積算・発注しているが、原則として、無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術を用いることとし、「NETISテーマ設定型の比較表：無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術」も参考に、現地状況等を踏まえつつ比較検討を行い、採用する技術を決定すること。なお、比較検討の結果、異なる手法が選定された場合は、検討費用も含め設計変更の対象とする。

（参考）NETIS「テーマ設定型の比較表」（国土交通省）

<https://www.netis.mlit.go.jp/netis/pubtheme/themesettings>

第8章 道路修繕

第97条 路面切削工

1. 切削後の基準高の変更は、行わないものとする。

2. 縦断方向の段差は原則としてつくってはならない。やむを得ず施工する場合は交通に支承のないよう摺付を行うものとする。
3. 段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。
4. 横断測量は、20m 間隔に行うものとする。

第9章 その他

第98条 舗装台帳

舗装台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提出するものとする。提出資料各2部（原稿1部、コピー1部）

- (1) 舗装台帳
- (2) 舗装施工データシート（別紙様式ー14）
- (3) 舗装施工概略図
- (4) 位置図（1/5万）
- (5) 平面図（完成平面図）

第99条 全国道路施設点検データベース（舗装）への登録について

1. 受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、舗装工事のデータを、全国道路施設点検データベース（舗装）（以下「点検 DB（舗装）」）に登録する。登録するデータは、「道路舗装データベース 登録・利用マニュアル」によるものとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、本特記仕様書後条に定めるとおりとする。なお、点検 DB（舗装）の管理運営団体に支払う登録料については契約変更の対象とする。

また、上記マニュアルは、全国道路施設点検データベース（舗装）の管理運営団体のホームページ（https://www.jice.or.jp/pavement_db/）で閲覧できる。

2. 受注者は、状況写真や地形図を含む一般図などの画像データ等において、個人情報が表示されないよう加工を施したものを使用するとともに、点検 DB（舗装）へ登録するデータに個人情報が含まれないことを確認しなければならない。また、登録するデータに個人情報が含まれないことを確認する手法について施工計画書に明記し、個人情報が含まれないことを確認した書類として「別紙ー7」に示すチェックリストを提出すること。

なお、受注者と発注者の双方がチェックリストにより、個人情報が含まれないことを確認した後でなければ、データ登録を行ってはならない。

第100条 登録するデータに係る権利について

1. 本工事の成果として点検 DB（舗装）へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実

用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。

2. 点検 DB（舗装）へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検 DB（舗装）を利用する者（以下「発注者等」という。）に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。
3. 受注者は、自ら（受注者に所属する者を含む。）又は第三者をして、発注者等に対し、点検 DB（舗装）へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作権人格権を行使せず又は行使させない。
4. 前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検 DB（舗装）の運用及び利用のために必要となる一切の手続（第三者からの許諾取得を含む。）を履践するものとする。
5. 発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手続履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。
6. 受注者は、点検 DB（舗装）へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）について、発注者に対してこれを補償するものとする。

第 101 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 102 条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度 4 の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工期(閉庁日)に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期(休祭日)に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第103条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付 属 物 お よ び 付 属 施 設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I.T.V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路BOX等		E220	CAB電線共同溝
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
 - ①道路施設台帳作成総括表
 - ②道路施設基本データ総括表
 - ③道路施設基本データ一覧表
 - ④道路施設台帳チェックシート
 - ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑦工事数量総括表

第104条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第105条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第106条 光ファイバ線路監視装置用データ

本工事の配線の諸元等を光ファイバ線路監視装置用データを提出するものとする。

なお、データ作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

例) 光ファイバ線路監視装置仕様書(国電通仕第45号(平成29年10月25日))に示す該当データについて作成するものとする。

第10章 個人情報の取扱について

第107条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第108条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第109条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第 1 1 0 条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第 1 1 1 条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第 1 1 2 条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年 5 月 3 0 日法律第 5 7 号）第 6 6 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第 1 1 3 条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 1 1 4 条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－ 2 ）を発注者に提出しなければならない。

2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第115条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第116条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第117条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

以上

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。	第61条
	■ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。	第61条
	■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。	第57条
	■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第57条
用地関係	■ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。	第10条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第48条
安全対策関係	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第41条
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。	第79条
	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第81条
その他	■ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。	第61条

概略工事工程表

別紙ー5

工事名：R7国道15号蒲田地区外電線共同溝他工事

工 種		単位	数 量	令和8年度								備考		
				6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月	
準備工		式	1	余裕期間 ※任意で設定可能										・90日間
道路付属施設工		式	1											・作業土工(1pt) ・照明灯基礎設置工(1pt)
舗装版撤去工		式	1											・舗装版破碎工(1pt)
開削土工		式	1											・掘削工(1pt) ・埋戻し工(1pt)
電線共同溝工		式	1											・管路工(管路部)(1pt) ・プレキャストボックス工(特殊部)(1pt)
舗装工		式	1											・切削オーバーレイ工(1pt) ・仮復旧工 歩道(1pt) ・仮復旧工 車道(1pt)
仮設工		式	1											・土留・仮締切工(1pt)
道路土工【羽田地区】		式	1											・残土処理工(1pt)
道路土工【浮島地区】		式	1											・残土処理工(1pt)
後片付け工		式	1										・20日間	
制 約 条 件	お盆、年末年始	—											・8月中旬 ・12月下旬～1月上旬	
	路上工事抑制	—											・3月	
雨休率の適用			—	準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正無し)を適用										

契約締結の翌日から令和9年2月26日まで

《余裕期間制度(フレックス)の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕工期と工期を合わせた期間)の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

全国道路施設点検データベースにおける個人情報掲載のチェックリスト

1. 業務等名称

2. 受注者名

3. 個人情報掲載の確認結果【受注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除を確認済

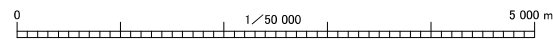
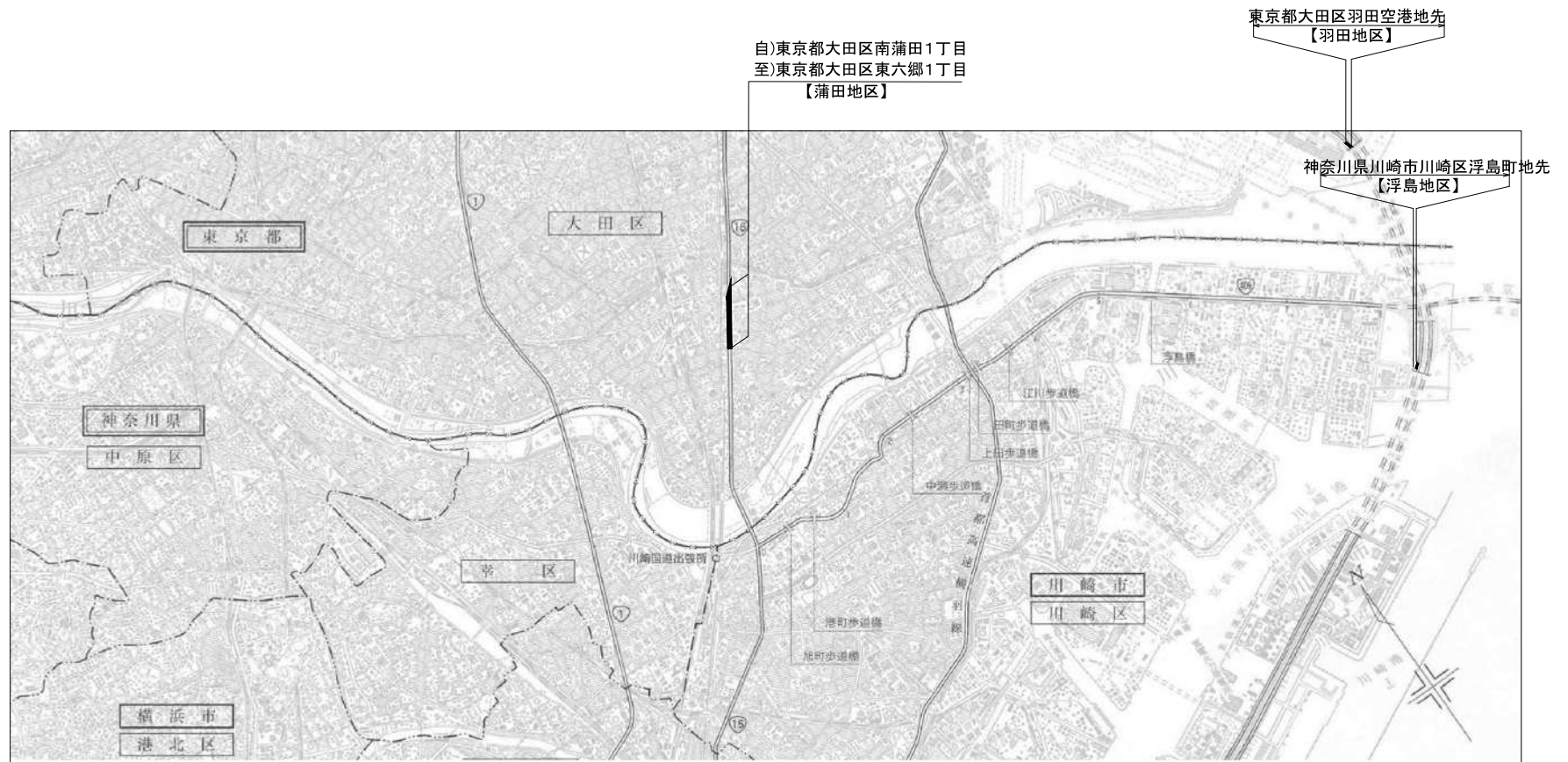
4. 発注担当課

5. 個人情報掲載の確認結果【発注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除を確認済

位置図

S=1:50,000



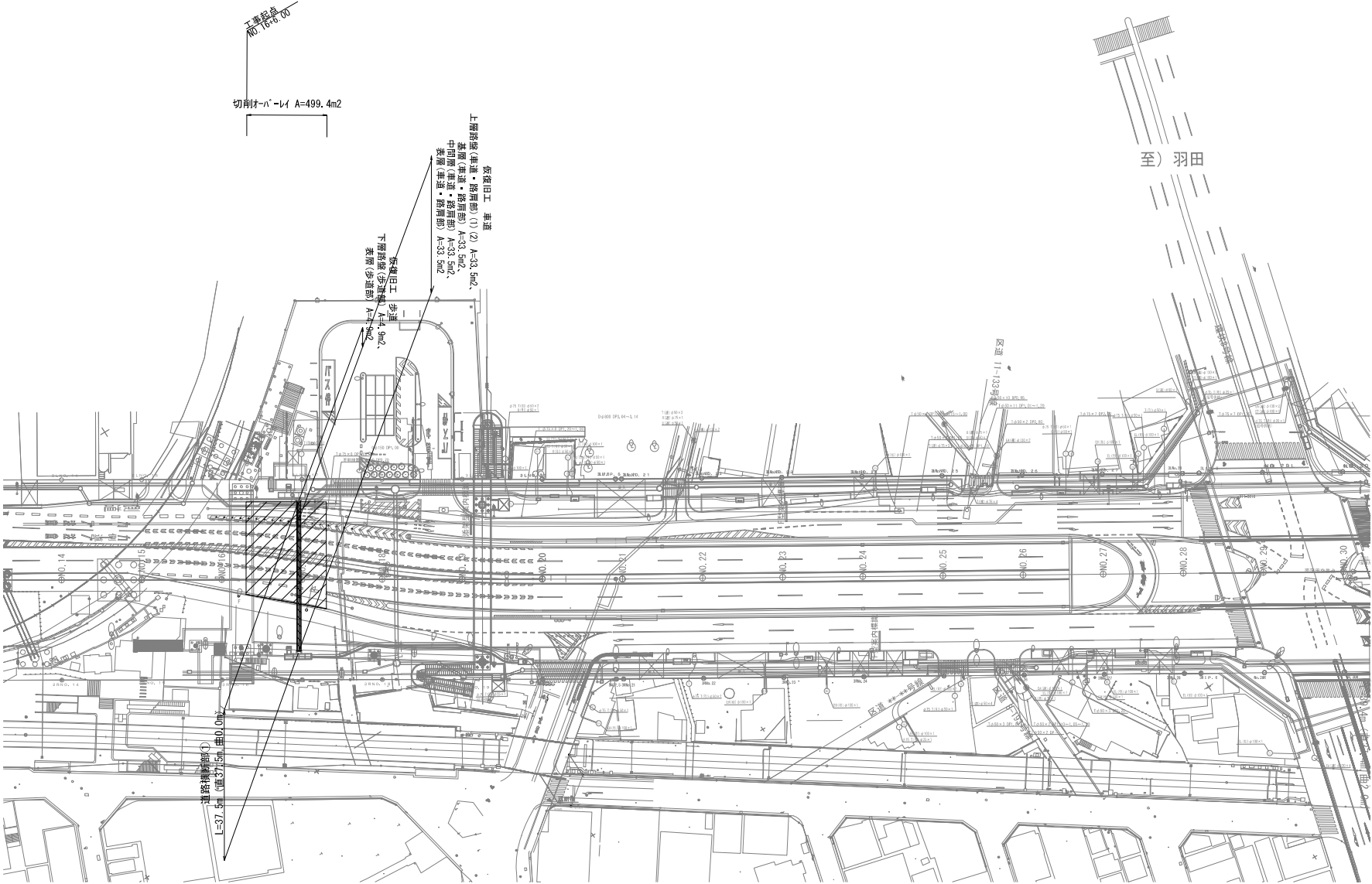
一般国道一五号 工事平面図

川崎国道事務所

工事名	R 7 国道 1 5 号蒲田地区外電線共同溝他工事				
図面名	位 置 図				
縮 尺	1:50,000	図面番号	1 / 26		
年月日	令和 8 年 4 月 日				
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント いであ株式会社				
所長	副所長(技)	課長	専門調査官	専門官	担当
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所				

平面図(1)

S=1:500



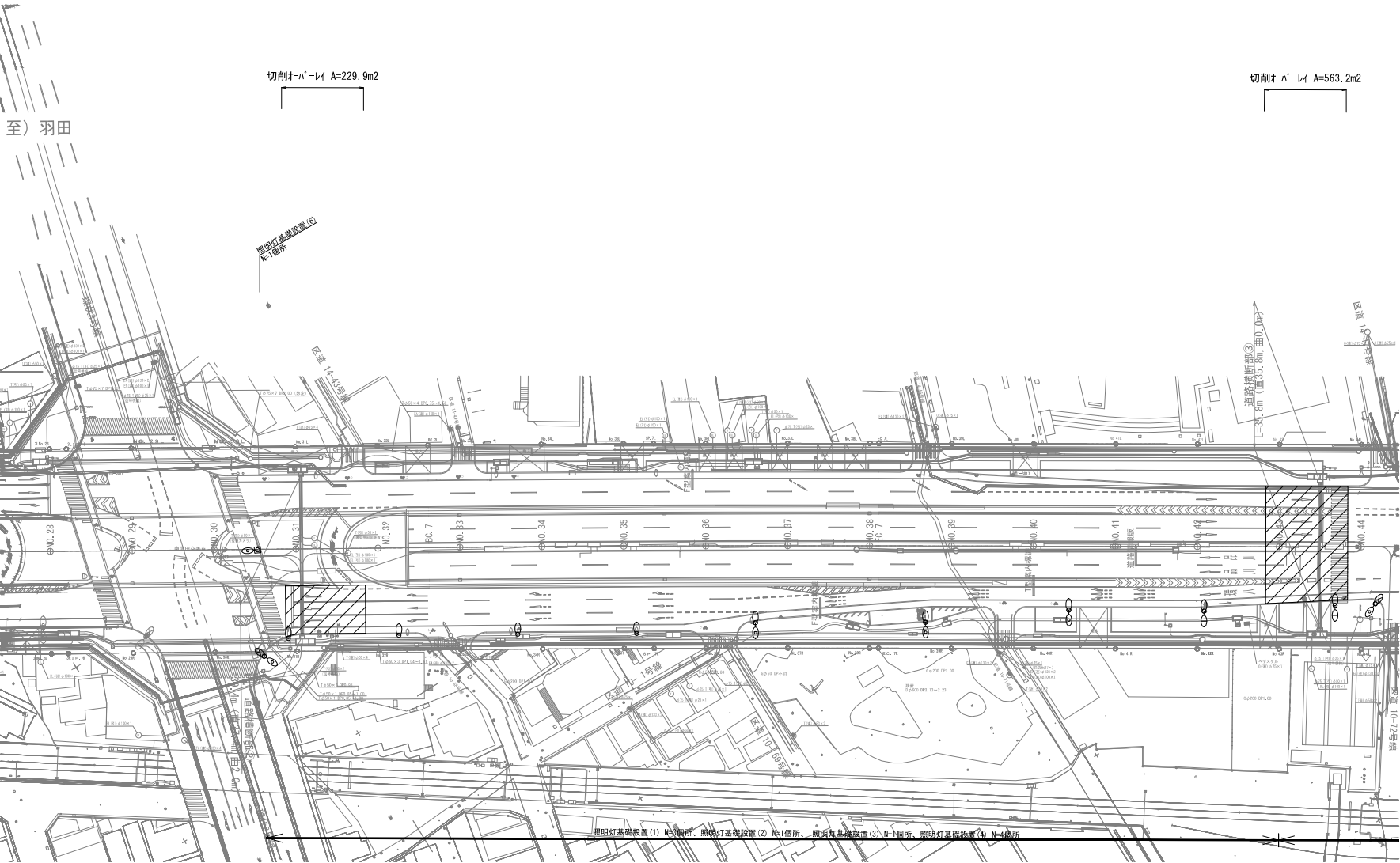
凡 例	
記 号	名 称
	切削材-P'-L4
	仮復旧工 車道
	仮復旧工 歩道

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道15号蒲田地区外電線共同溝他工事		
図面名	平面図(1)		
縮尺	1:500	図面番号	2 / 26
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

平面図(2)

S=1:500



凡 例	
記 号	名 称
	切削パレー
	仮復旧工 車道
	仮復旧工 歩道

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道15号蒲田地区外電線共同溝他工事		
図面名	平面図(2)		
縮尺	1:500	図面番号	3 / 26
年月日	令和8年4月日		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

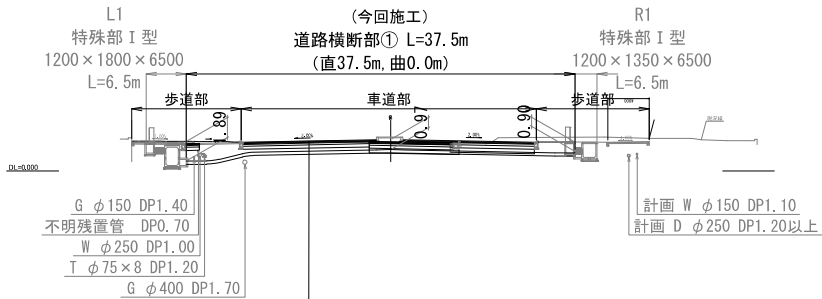
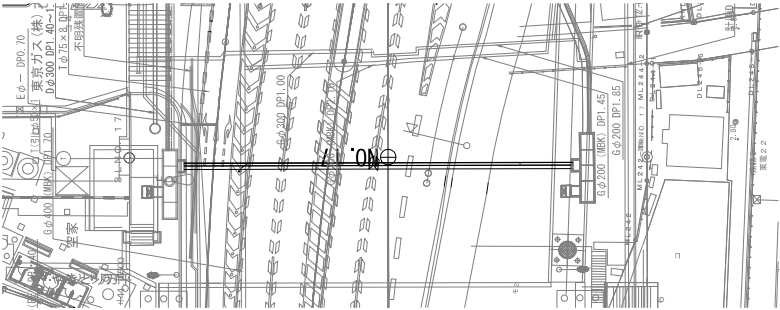
S=1 : 500



本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 国道 15 号蒲田地区外電線共同溝他工事		
図面名	平面図(3)		
縮尺	1:500	図面番号	4 / 26
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

縦断図(1) S=1:250



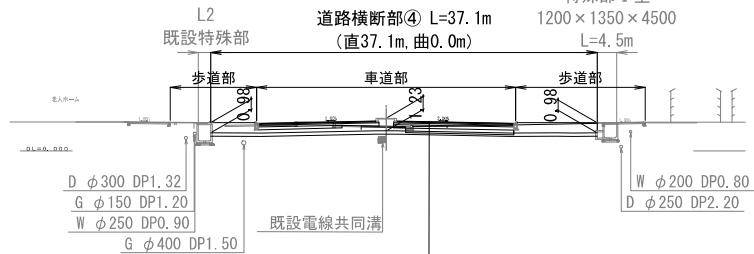
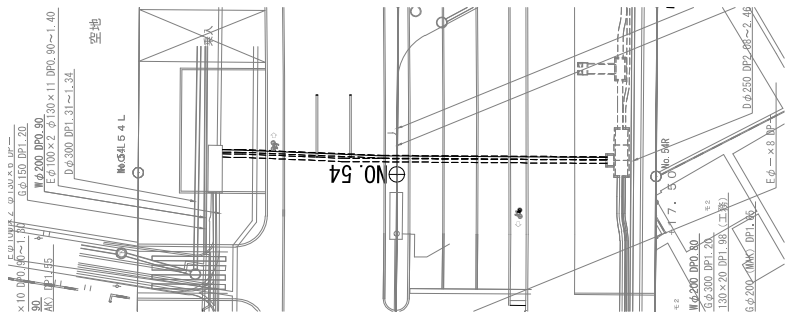
表層（車道・路肩部）：再生密粒度7スコン（20）	t=5cm
タックコート	
中間層（車道・路肩部）：改質As 粗粒II型（20）DS5000	t=7cm
タックコート	
基層（車道・路肩部）：再生粗粒度7スコン（20）	t=8cm
タックコート	
上層路盤（車道・路肩部）（2）：再生瀝青安定処理材（40）	t=17cm
プライムコート	
上層路盤（車道・路肩部）（1）：再生粒度調整砕石 RM40	t=30cm

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

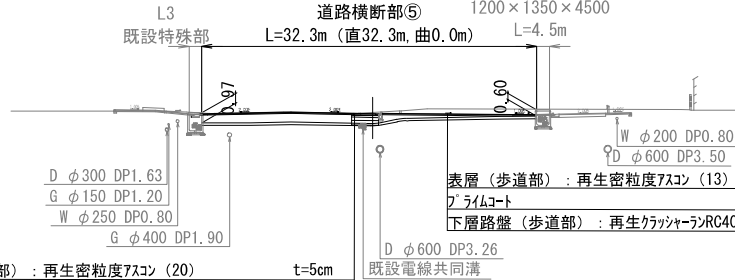
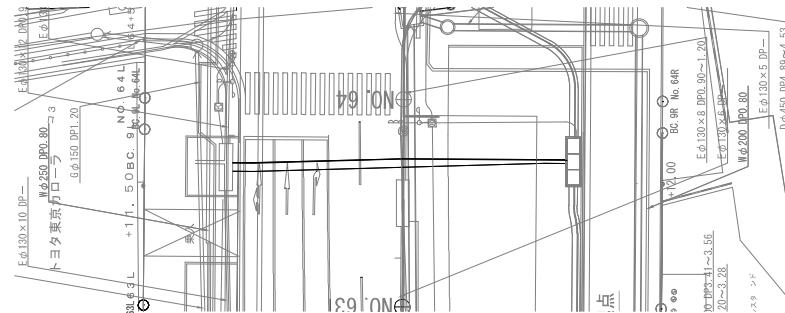
工事名	R7国道15号瀬田地区外電線共同溝他工事		
図面名	縦断図(1)		
縮尺	1:250	図面番号	6 / 26
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

縦断図(2)

S=1:250



表層（車道・路肩部）：再生密粒度7スコン（20）	t=5cm
タックコート	
中間層（車道・路肩部）：改質As 粗粒Ⅱ型（20）DS5000	t=7cm
タックコート	
基層（車道・路肩部）：再生粗粒度7スコン（20）	t=8cm
タックコート	
上層路盤（車道・路肩部）（2）：再生瀝青安定処理材（40）	t=17cm
プライムコート	
上層路盤（車道・路肩部）（1）：再生粒度調整砕石 RM40	t=30cm

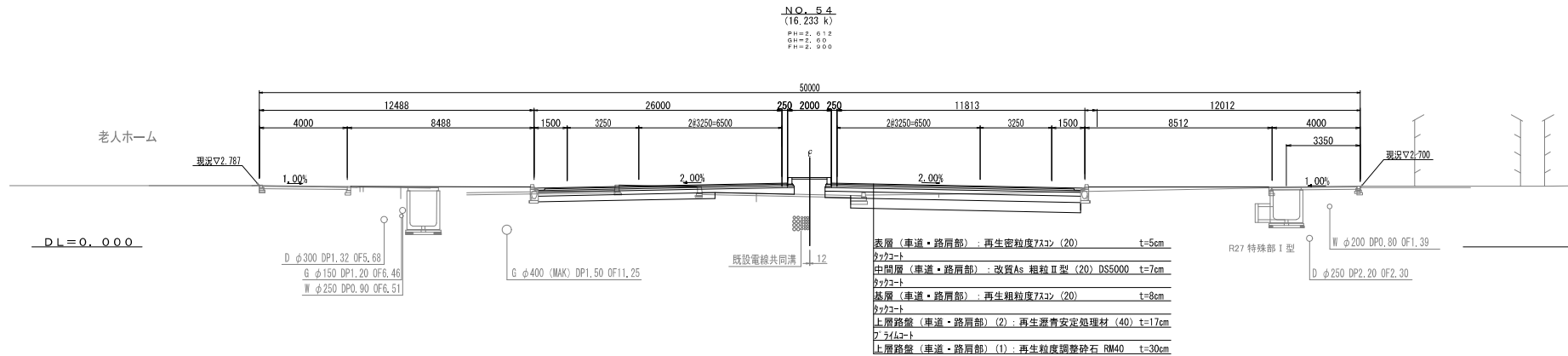


表層（車道・路肩部）：再生密粒度7スコン（20）	t=5cm
タックコート	
中間層（車道・路肩部）：改質As 粗粒Ⅱ型（20）DS5000	t=7cm
タックコート	
基層（車道・路肩部）：再生粗粒度7スコン（20）	t=8cm
タックコート	
上層路盤（車道・路肩部）（2）：再生瀝青安定処理材（40）	t=17cm
プライムコート	
上層路盤（車道・路肩部）（1）：再生粒度調整砕石 RM40	t=30cm

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道15号蒲田地区外電線共同溝他工事		
図面名	縦断図(2)		
縮尺	1:250	図面番号	7 / 26
年月日	令和8年4月日		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

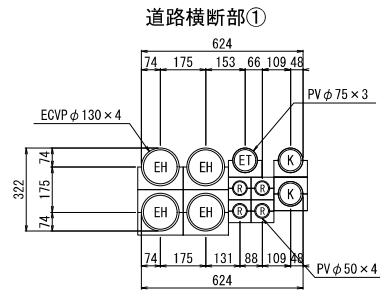
標準横断面図 S=1:100



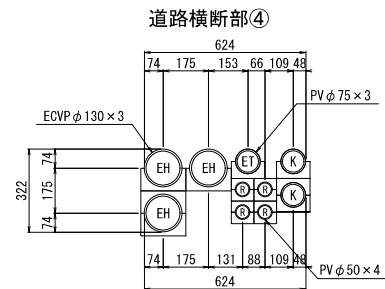
本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道15号滝田地区外電線共同溝他工事		
図面名	標準横断面図		
縮尺	1:100	図面番号	8 / 26
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

横断管路



名 称	φ130	φ75	φ50
東京電力 高圧用 (EH)	4	-	-
東京電力 保安通信 (ET)	-	1	-
大田ケーブル (O)	-	-	0
U S E N (U)	-	-	-
道路管理者 (R)	-	-	4
警視庁	-	2	-
合計	4	3	4



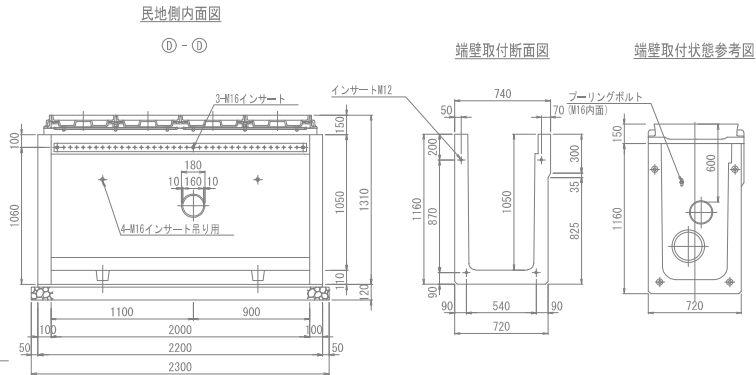
名 称	φ130	φ75	φ50
東京電力 高圧用 (EH)	3	-	-
東京電力 保安通信 (ET)	-	1	-
大田グループ (O)	-	-	-
USEN (U)	-	-	-
道路管理者 (R)	-	-	4
警視庁	-	2	-
合計	3	3	4

名 称	φ130	φ75	φ50
東京電力 高圧用 (EH)	-	-	-
東京電力 保安通信 (ET)	-	-	-
大田トナリ (O)	-	-	2
USEN (U)	-	-	1
道路管理者 (R)	-	-	4
警視庁	-	2	-
合計	-	2	7

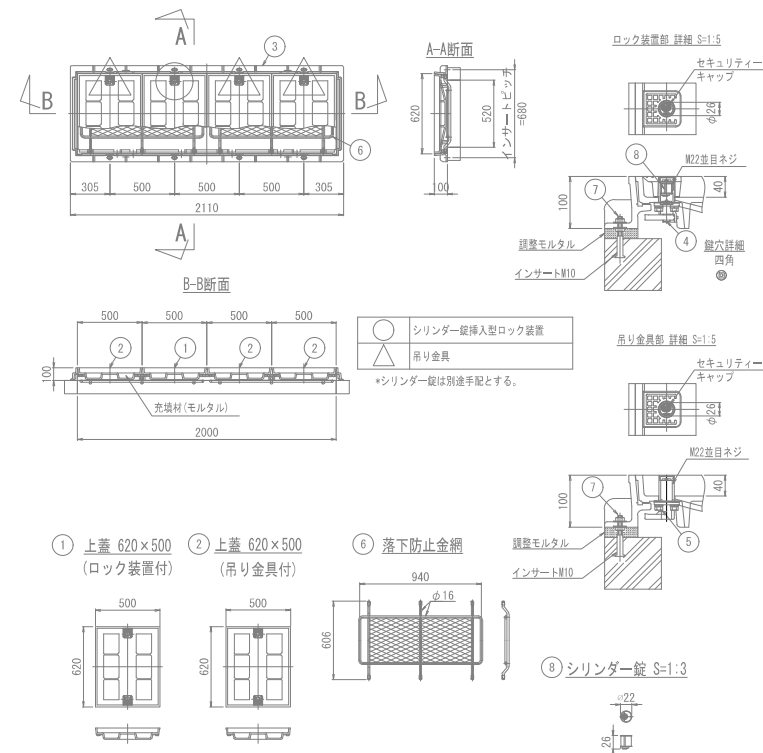
本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道15号蒲田地区外電線共同溝他工事		
図面名	管路部収容形態図		
縮尺	1:10	図面番号	9 / 26
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

設置箇所:L3
(施工済み)



鑄鐵蓋構造図 S=1:20



設計荷重	活荷重 衝 撃	1輪 50kN (T-25仕様) 側壁 i=0, 底版 i=0,1
構造形式	工場製鉄鋼橋コンクリート	
内空寸法 (幅×高さ×長さ)	500×1050×2000	
土の単位重量	$\gamma = 19 \text{ kN/m}^3$	
土圧係数	$K_a = 0.251$	
使用材料	コンクリート 鉄 筋	設計基準強度 f'_c 25kN/mm ² SD195以上
参考重量	本 体 端壁 (1ヶ当り)	1540kg 210kg

種 別	規 格	数 量
U型本体	500×1050×2000	1 個
端 壁	720×1160×100	2 ㎡
インサート	SUS304 M16 (ブリーングボルト用)	4 ㎡
〃	SUS304 M16 (平鋼固定用)	3 ㎡
〃	SUS304 M12 (立金物取付用)	10 ㎡
〃	SUS304 M10 (蓋取付用)	8 ㎡
〃	メッキ仕上げ M12 (端壁固定用)	8 ㎡
〃	メッキ仕上げ M16 (吊り用)	4 ㎡
ボルト、ナット、ワッシャー	SUS304 M12 (N2, W2)	3 ㎡
六角ボルト、ワッシャー	SUS304 M12	10 ㎡
〃 (端壁固定用)	メッキ仕上げ M12×100	8 ㎡
仕切金物	SGP25A HDZ-45	1 ㎡
立金物	SS400 HDZ-45 L=310	5 ㎡
平鋼	SS400 HDZ-45 L=1950	1 ㎡
ブリーングボルト	SUS304 M16/A16ボルト	4 ㎡
鉄板製型	500×2000用 (落下防止金網付)	1 組
基礎 土留	敷モルタル 1:3	0.032 m ³
基礎 砕石	RC-40	0.189 m ³

注)・端壁は別途検討する。

- ・海岸に近い地域や融雪剤の散布される地域では、金具の材質及びメッキの仕様について別途検討する。

設 計 荷 重	
活 荷 重	1輪 50kN
衝 擊	i=0.1

部 品 名	数 量	材 質	備 考
1 上蓋 DPS-620×500(ロック装置付)	1	FC0700	防錆指形番装
2 上蓋 DPS-620×500(吊り金具付)	3	FC0700	防錆指形番装
3 受枠 DPS-620×2000	1	FC0600	防錆指形番装
4 シリンダー錠挿入型ロック装置	2	SC513	
5 吊り金具	6	SC513	
6 落下防止金網	2	SS400	溶接歪めどめき
7 高さ調整ボルト M10 (N2, W2)	8	SSJ304 両面	
8 シリンダー錠	2		

假舖裝無	290 kg
假舖裝有	400 kg

注) 仮舗装をする場合は、シート等にて縁切りを行う。

工事名	R7国道15号蒲田地区外電線共同溝其他工事		
図面名	通信接続網構造図		
縮尺	図示	図面番号	10 / 26
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

端壁構造・配筋図(1) S=1:20
サイドボックス 1000×600型

端壁構造図の見方

L1
サイドボックス 1000×600

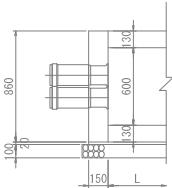
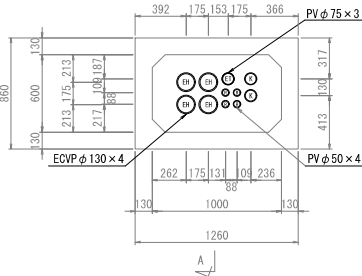
構造図

起点側

終点側

A

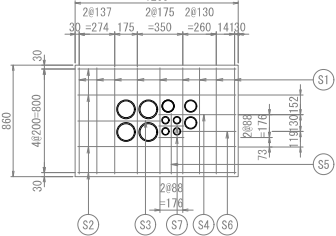
A-A



配筋図

起点側

終点側



※削孔については別途施工とする。

凡例

記号	電線管理者名
U	USEN
O	大田ケーブル
K	豊後村
R	道路管理者

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

鉄筋表

種別	径	一本当り長さ (mm)	本数	単位長さ (kg)	一本当り重量 (kg)	長さ (m)	計量 (kg)
S1	D10	620	9	0.560	0.459	4.1	—
2	D10	1220	4	0.560	0.683	2.7	—
3	D10	660	1	0.560	0.384	0.4	—
4	D10	600	1	0.560	0.336	0.3	—
5	D10	470	1	0.560	0.263	0.3	—
6	D10	490	1	0.560	0.295	0.2	—
7	D10	200	2	0.560	0.112	0.2	—
							8.2 kg
							8.2 kg
							0.163 mm ³

工事名	R7国道15号滝田地区外電線共同溝他工事		
図面名	端壁構造・配筋図(1)		
縮尺	1:20	図面番号	11 / 26
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

端壁構造・配筋図(2) S=1:20
サイドボックス 1000×600型

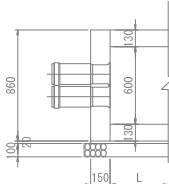
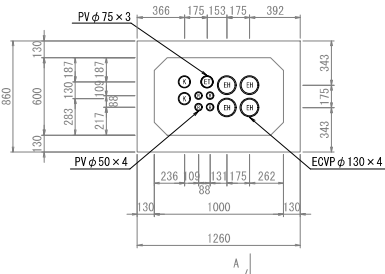
端壁構造図の見方

R1
サイドボックス 1000×600

構造図

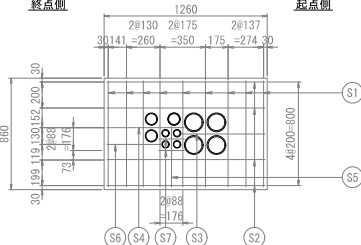
終点側 起点側

A-A



配筋图

終点側	1260	起点側
-----	------	-----



数据表							
符号	柱	一本高子米 (m)	本数	棒重量 (kg/m)	一本高子重量 (kg)	重量 (kg)	柱长
S1	D10	820	9	0.560	0.450	4.1	1
2	D10	1220	4	0.560	0.683	2.7	—
3	D10	650	1	0.560	0.364	0.4	—
4	D10	600	1	0.560	0.336	0.3	—
5	D10	470	1	0.560	0.263	0.3	—
6	D10	420	1	0.560	0.235	0.2	—
7	D10	200	2	0.560	0.112	0.2	—
						D10	8.2 kg
铁筋						8.2 kg	

※削孔については別途施工済とする。

凡例

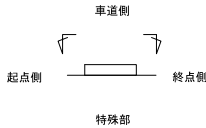
記号	電線管理者名
U	USEN
O	大田ケーブル
K	警視庁
R	道路管理者

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R7国道15号蒲田地区外電線共同溝掘工事		
図面名	端壁構造・配筋図(2)		
縮 尺	1:20	図面番号	12 / 26
年 月 日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

端壁構造・配筋図(3) S=1:20

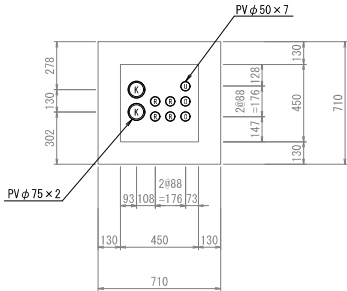
端壁構造図の見方



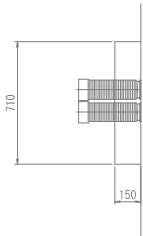
既設特殊部 (R32)
ダクトブロック 450×450

構造図

終点側 起点側



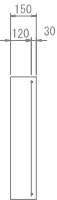
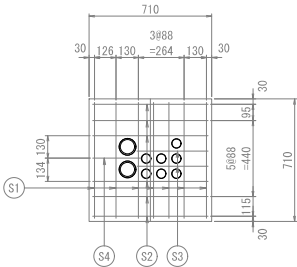
A-A



A

配筋図

終点側 起点側



鉄筋表

番号	径	一本当り本数	一本当り長さ mm	一本当り重量 kg	重量 kg	制寸
S1	D10	670	7	0.580	0.375	2.6
2	D10	670	6	0.580	0.375	2.3
3	D10	420	2	0.580	0.235	1.9
4	D10	280	1	0.580	0.154	0.2
D10						7.9
鉄筋						7.9
コンクリート						0.016

※削孔については別途施工とする。

凡例

記号	電線管理者名
U	USEN
O	大田ケーブル
K	警視庁
R	道路管理者

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道15号瀬田地区外電線共同溝他工事		
図面名	端壁構造・配筋図(3)		
縮尺	1:20	図面番号	13 / 26
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

端壁構造・配筋図(4) S=1:20

端壁構造図の見方

既設特殊部 (L2)

既設特殊部 (R27)
サイドボックス 1000×600

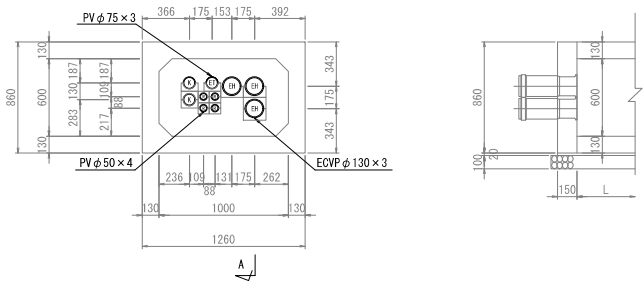
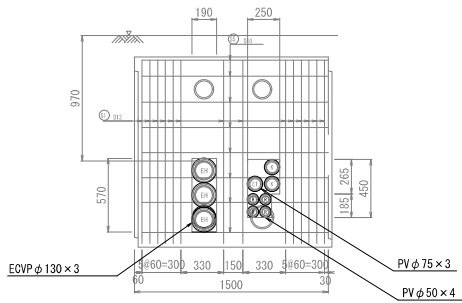
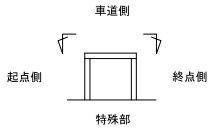
側壁部 (車道側)

構造図

起点側 終点側

終点側 起点側

A-A

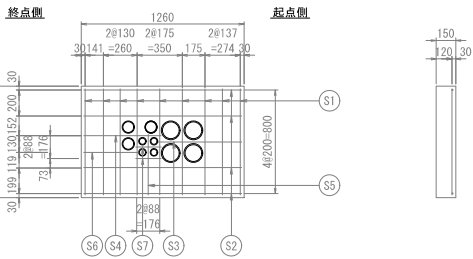


※剛孔については別途施工とする。

凡例

記号	電線管理者名	
EH	高 圧	東京電力(株)
ET	安 保 通 信	
K	警 視 庁	
R	道 路 管 理 者	

配筋図



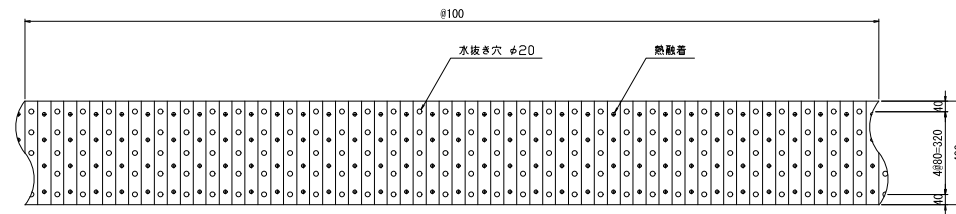
鉄 筋 表						
桁台 種	一本当り長さ (mm)	本数	単本重量 (kg/m)	一本当り重量 (kg)	重量 (kg)	脚注
S1 D10	820	9	0.560	0.459	4.11	—
2 D10	1220	4	0.560	0.683	2.71	—
3 D10	650	1	0.560	0.364	0.4	—
4 D10	600	1	0.560	0.336	0.3	—
5 D10	490	1	0.560	0.293	0.3	—
6 D10	420	1	0.560	0.235	0.2	—
7 D10	200	2	0.560	0.112	0.2	—
			D10	8.2	kg	
			鉄筋	8.2	kg	
			コンクリート	0.163	m ³	

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

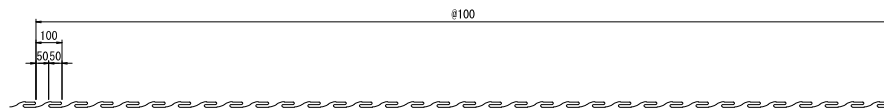
工事名	R7国道15号蒲田地区外電線共同溝他工事		
図面名	端壁構造・配筋図(4)		
縮尺	1:20	図面番号	14 / 26
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

埋設シート詳細図 S=1:10

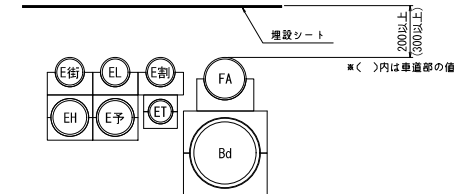
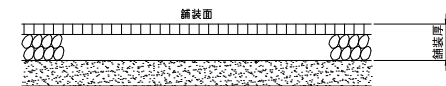
平面図



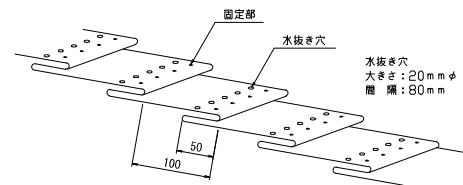
断面図



埋設シート設置位置
(歩道部)



折込構造図



国土交通省マーク

幅 400mm

注意 電線共同溝ケーブルが埋設されています。



国土交通省



国土交通省

最寄りの国道出張所の立ち会いを求めて下さい。

820

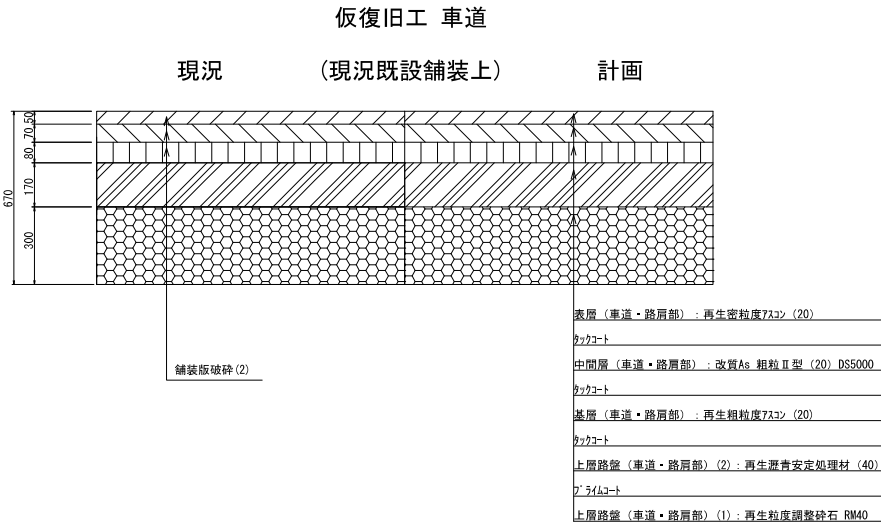
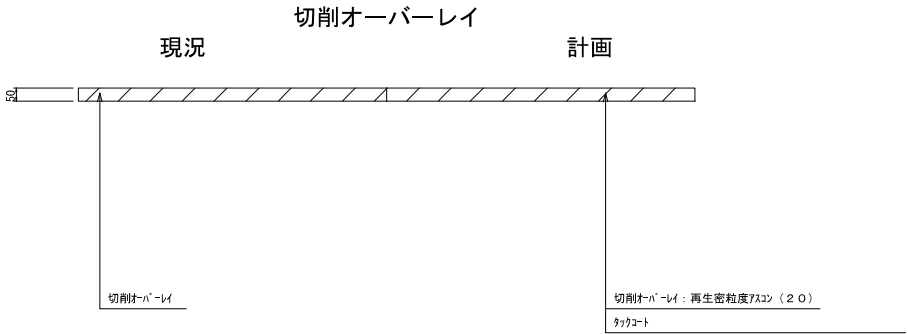
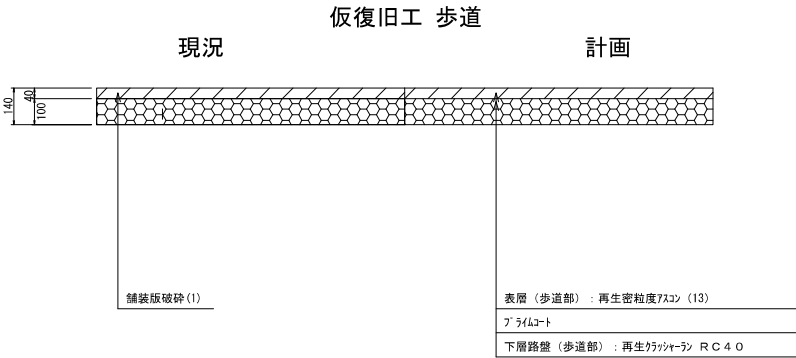
備考

1. 折込倍率は2倍とする。
2. 折込の固定方法は熱融着とする。
3. 色は地色をピンクとし、文字色を黒とする。
4. 幅は400mmを標準寸法とする。
5. 1巻の長さは50mを標準寸法とする。
6. 材質はポリエチレンクロスとし、文字はポリエチレンフィルムに裏面印刷とする。
7. 表示寸法はすべて標準寸法とする。
8. 水抜き穴の径は20mmとする。
9. 表示文字体は実際のものと多少異なる。

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道15号蒲田地区外電線共同溝他工事		
図面名	埋設シート詳細図		
縮尺	1:10	図面番号	15 / 26
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

舗装構成図 S=1:10



本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

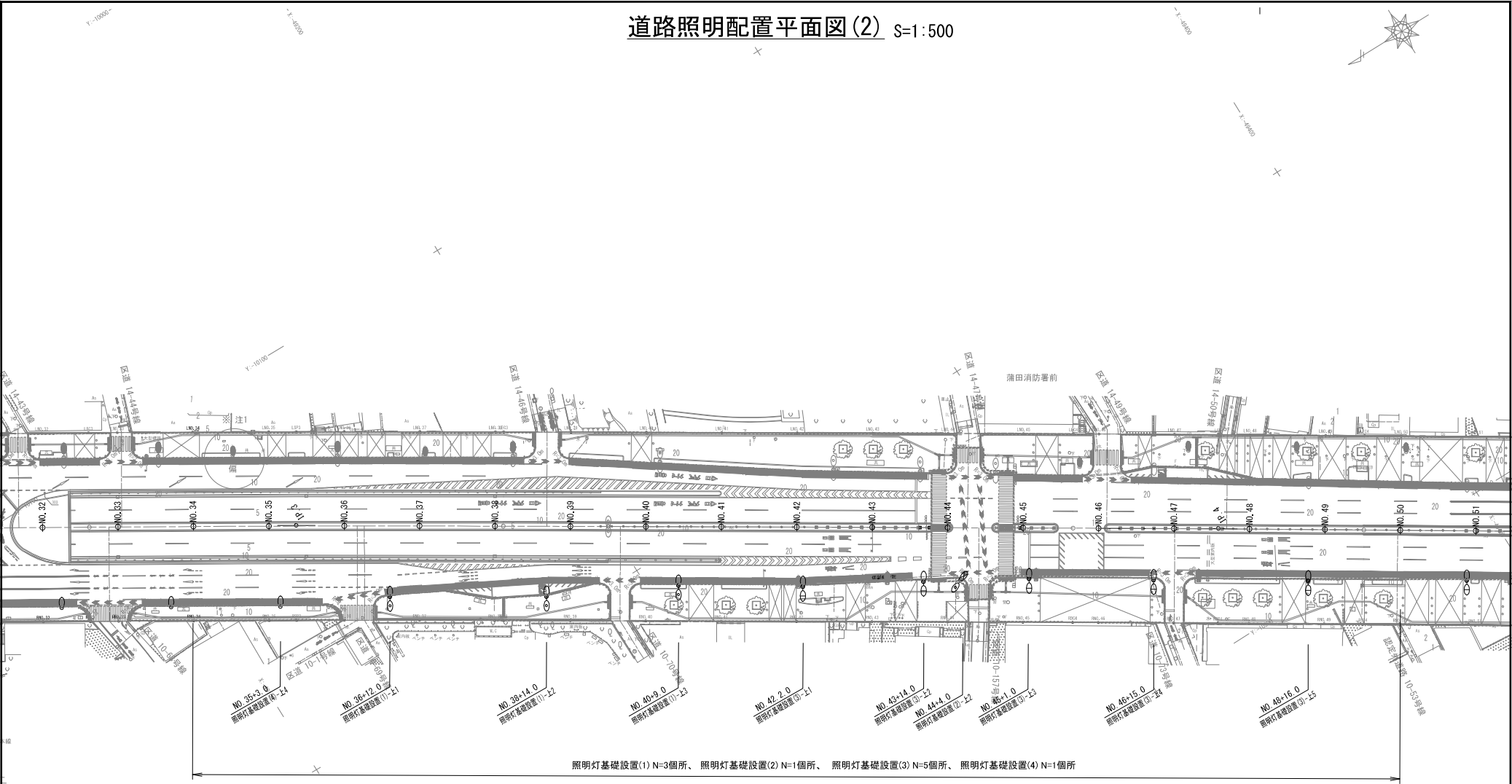
工事名	R7国道15号蒲田地区外電線共同溝他工事		
図面名	舗装構成図		
縮尺	1:10	図面番号	16 / 26
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

$\gamma = 100$ 

工事名	R7国道15号蒲田地区外電線共同溝清工事		
図面名	道路照明配置平面図(1)		
縮尺	1:500	図面番号	17 / 26
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	いであ株式会社		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

[illegible]

道路照明配置平面図(2) S=1:500



凡例(既設)

照明器具形式	KSH-2	KSH-2	KSH-2	KSH-20	E7113SA9/400L × 2	E77029SA9/400L	既設LED	KSC-4	KSC-4	KSC-4
光源	NHT180LS	NHT220LS	DM180L	NHT220L	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	NH220FLS	DM180FLS	NH220FLS
光束(1m)	19,000	25,500	25,500	26,500	11,500 × 2	11,500	0.7	25,400	21,600	25,500
保守高	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
灯高(m)	10	12.0	10.0	12.0	10.0	10.0	10.0	10.0	8.0	10.0
アーム角度	-	-	5°	-	5°	-	-	5°	5°	5°
	[ポールトップ取付]	[ポールトップ取付]	[出幅: 2.1m]	[ポールトップ取付]	[出幅: 0.18m]	[ポールトップ取付]	[ポールトップ取付]	[出幅: 1.8m]	[出幅: 2.1m]	

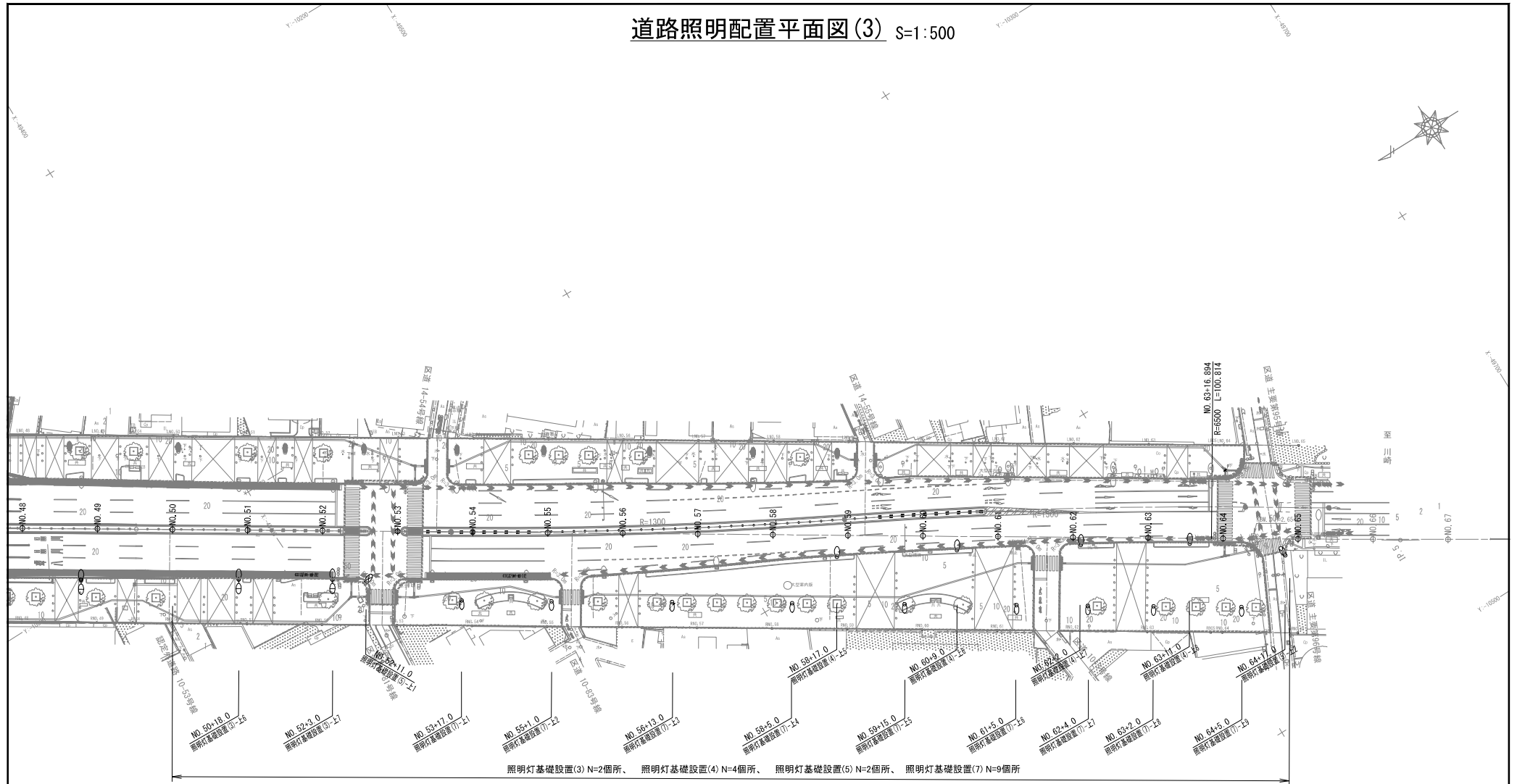
凡例(新設)

照明器具形式	二灯式照明A (車道用: 12m)	二灯式照明A (歩道用: 9m)	二灯式交差点照明A (車道用: 12m)	二灯式交差点照明A (歩道用: 9m)	二灯式照明B (車道用: 12m)	二灯式照明B (歩道用: 9m)	二灯式照明C (車道用: 12m)	二灯式照明C (歩道用: 5m)	二灯式交差点照明C (車道用: 12m)	二灯式交差点照明C (歩道用: 5m)	車道用照明 (H=12m)	交差点照明 (H=12m)	車道用照明 (H=9m)	車道用照明 (H=9m)	歩道用照明 (H=4m)	歩道用照明 (H=4m)	二灯式照明A (車道用: 12m)	二灯式照明A (歩道用: 9m)	二灯式照明B (車道用: 12m)	二灯式照明B (歩道用: 5m)	歩道用照明 (H=5m)
光源	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED
光束(1m)	17,000	6,700	17,000	6,700	16,000	8,500	17,000	3,880	17,000	3,880	17,000	17,000	6,700	6,700	3,880	3,880	17,000	6,700	17,000	3,880	3,880
保守高	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
灯高(m)	12.0	9.0	12.0	9.0	12.0	9.0	12.0	5.0	12.0	5.0	12.0	12.0	9.0	9.0	4.0	4.0	12.0	9.0	12.0	5.0	5.0
アーム角度	-	5°	-	5°	-	5°	-	10°	-	10°	-	-	5°	5°	-	-	5°	5°	-	10°	-
数量(基)	11		3		7		4		0		17	3	0		22	9	0		0		1
数量(箇所)	3		2		7		0		0		8	2	0		9	0			0		0
今後施工																					

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道15号滝田地区外電線共同溝他工事		
図面名	道路照明配置平面図(2)		
縮尺	1:500	図面番号	18 / 26
年月日	令和8年4月日		
設計会社名	いであ株式会社		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

道路照明配置平面図(3) S=1:500



凡例(既設)

照明器具形式	KSH-2	KSH-2	KSH-2	KSH-20	E7113SA9/400L × 2	E77029SAJ9/400L	既設LED	KSC-4	KSC-4	KSC-4
光源	NHT180LS	NHT220LS	DM180L	NHT220L	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	NH220FLS	DM180FLS	NH220FLS
光 量 (lm)	18,000	25,500	25,500	26,500	11,500 × 2	11,500	0.7	25,500	21,600	25,500
保 守 率	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
灯 高 (m)	10	12.0	10.0	12.0	10.0	10.0	10.0	10.0	8.0	10.0
アーム角度	—	—	5°	—	5°	—	—	5°	—	5°
	[ポールトップ取付]	[ポールトップ取付]	[出幅: 2.1m]	[ポールトップ取付]	[出幅: 0.18m]	[ポールトップ取付]	[ポールトップ取付]	[出幅: 1.8m]	[出幅: 2.1m]	[出幅: 2.1m]

凡例(新設)

照明器具形式	二灯式照明A (車道用: 12m)	二灯式照明A (歩道用: 9m)	二灯式交差点照明A (車道用: 12m)	二灯式交差点照明A (歩道用: 9m)	二灯式照明B (車道用: 12m)	二灯式照明B (歩道用: 9m)	二灯式照明C (車道用: 12m)	二灯式照明C (歩道用: 5m)	二灯式交差点照明C (車道用: 12m)	二灯式交差点照明C (歩道用: 5m)	車道用照明 (H=12m)	交差点照明 (H=12m)	車道用照明 (H=9m)	車道用照明 (H=9m)	歩道用照明 (H=5m)	歩道用照明 (H=4m)	二灯式照明A (車道用: 12m)	二灯式照明A (歩道用: 9m)	二灯式照明B (車道用: 12m)	二灯式照明B (歩道用: 5m)	歩道用照明 (H=5m)
クランプ角度: 15°	クランプ角度: 20°	クランプ角度: 15°	クランプ角度: 20°	クランプ角度: 15°	クランプ角度: 15°	クランプ角度: 15°	クランプ角度: 15°	クランプ角度: 15°	クランプ角度: 15°	クランプ角度: 15°	クランプ角度: 15°	クランプ角度: 15°	クランプ角度: 15°	クランプ角度: 20°	クランプ角度: 15°	クランプ角度: 15°	クランプ角度: 15°	クランプ角度: 15°	クランプ角度: 15°	クランプ角度: 15°	クランプ角度: 15°
光源	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED	昼白色LED
光 量 (lm)	17,000	6,700	17,000	6,700	16,000	8,500	17,000	3,880	17,000	3,880	17,000	17,000	6,700	6,700	3,880	3,880	17,000	6,700	17,000	3,880	3,880
保 守 率	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
灯 高 (m)	12.0	9.0	12.0	9.0	12.0	9.0	12.0	5.0	12.0	5.0	12.0	12.0	9.0	9.0	5.0	4.0	12.0	9.0	12.0	5.0	5.0
アーム角度	—	—	5°	—	5°	—	5°	—	10°	—	—	—	5°	—	—	—	5°	—	—	10°	—
取 付 方 法	[ポールトップ取付]	[出幅: 1.0m]	[ポールトップ取付]	[出幅: 1.0m]	[ポールトップ取付]	[出幅: 1.0m]	[ポールトップ取付]	[出幅: 0.1m]	[ポールトップ取付]	[出幅: 0.1m]	[ポールトップ取付]	[ポールトップ取付]	[ポールトップ取付]	[ポールトップ取付]	[ポールトップ取付]	[ポールトップ取付]	[ポールトップ取付]	[ポールトップ取付]	[ポールトップ取付]	[ポールトップ取付]	[ポールトップ取付]
数 量 (箇所)	3	3	3	3	7	7	4	0	0	0	17	3	0	1	22	0	0	0	0	0	1
今 回 施 工	2	2	2	2	7	7	0	0	0	0	8	2	0	1	9	0	0	0	0	0	0

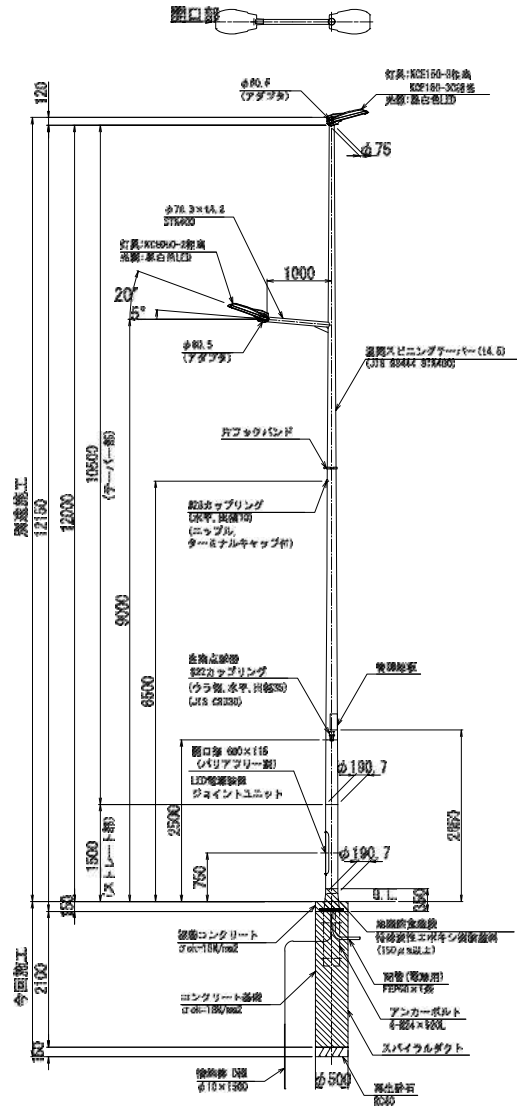
本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道15号滝田地区外電線共同溝他工事		
図面名	道路照明配置平面図(3)		
縮尺	1:500	図面番号	19 / 26
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	いであ株式会社		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

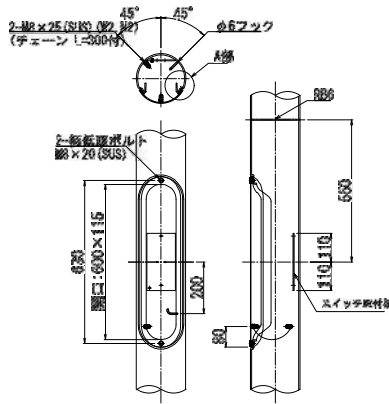
道路照明灯詳細図(1)

- ①二灯式照明A(車道用:12m、歩道用:9m)
②二灯式交差点照明A(車道用:12m、歩道用:9m)

照明灯(1)(2)
照明柱姿図
S=1:40



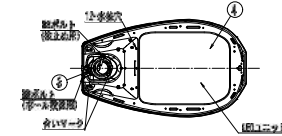
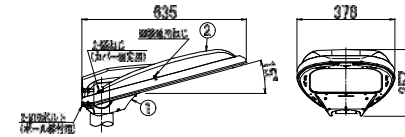
(別途施工)
開口部詳細図
S=1:10



(別途施工)
A部詳細図
S=1:2

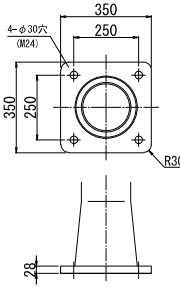


(別途施工)
照明器具詳細図 S=1:10
(車道用:KOE150-3相当)
(交差点用:KOE150-3C相当)

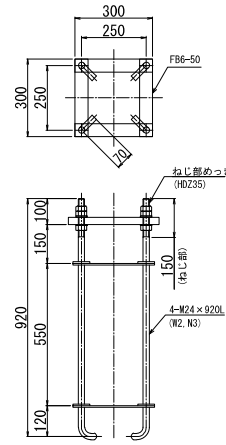


部品表(別途施工)				
番号	部品名	材質・仕様	数量	備考
1	本体	アルミダイカスト	1	塗装
2	カバー	アルミダイカスト	1	塗装
3	クランプ	アルミダイカスト	1	塗装
4	前面ガラス	強化ガラス材	1	透明

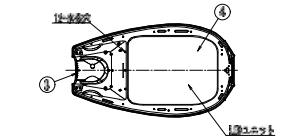
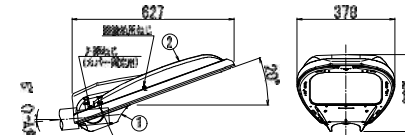
(別途施工)
柱脚部詳細図
S=1:10



(今回施工)
アンカーフレーム詳細図
S=1:10



(別途施工)
照明器具詳細図 S=1:10
(KOE050-2相当)



部品表(別途施工)				
番号	部品名	材質・仕様	数量	備考
1	本体	アルミダイカスト	1	塗装
2	カバー	アルミダイカスト	1	塗装
3	クランプ	アルミダイカスト	1	塗装
4	前面ガラス	強化ガラス材	1	透明

基礎数量表(今回施工)				
名称	規格	単位	数量	備考
基礎砕石	R7-40	m ²	0.20	
コンクリート	C25=18N/mm ²	m ³	0.43	
スパイラルダクト	φ500×10.8	m	2.10	
アンカーフレーム	4-M24×920L	組	1.00	
地盤補強	φ10×1500	本	1.00	
配管(電線用)	FEP5C	m	0.60	

1. 敷面処理: 照度面約40cm(0.777)後、
ウレタン発泡断熱材と同程度の仕上。
ただし、後述の全周はJIS H 8041に添づく。
2. 指定色: ダークグレー(マンセル値:10YR3.5/2 近値)
3. 照度値を引込む場合は照度照度が必要

工事名	R7国道15号蒲田地区外電線共同溝他工事		
図面名	道路照明灯詳細図(1)		
縮尺	図示	図面番号	20 / 26
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	いであ株式会社		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

⑥車道用照明 H=12m
⑦交差点照明 H=12m

別添図工

開口部
灯具 KCE150-3相当
KCE150-3C相当
光源 LED
 $\phi 60.5$ (アダプタ)
 $\phi 75$

遮断スピンギアバー (t4.5)
(JIS G3444 S18A00)

片フラックバンド

#28カップリング
(水平、出幅10)
(ニッブル、
ターミナルキャップ付)

自動点滅器
#22カップリング
(水平、出幅35)
(JIS C8330)

管理銘板

開口部 600×115
(バリアフリー型)
LED電源装置
ジョイントユニット

$\phi 190.7$
 $\phi 190.7$
6.L
250

2650

根巻コンクリート
 $\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$

地盤防食塗装
特殊変性エポキシ樹脂塗料
(150μm以上)

配管(電適用)
FEP50×1案

アンカーボルト
4-M24×920L

スバイラルダクト

コンクリート基礎
 $\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$

接合棒 D種
 $\phi 10 \times 1500$

再生砕石
B20
 $\phi 500$

今原組工

2000

150

150

120

12150

12000

10500 (チーバー部)

6500

2500

1500 (ストレーラー部)

750

150

Technical drawing of a cylindrical component, likely a part of a machine. The drawing includes a top view (left) and a side view (right). The top view shows a rectangular opening with dimensions 650 (height) and 115 (width). The side view shows a cylinder with a diameter of 140 and a total height of 550. A detail view (A) shows a cross-section of the cylinder with a diameter of 140 and a thickness of 10. The drawing is labeled with dimensions and a note: "図1: 650 × 115 (550) 図2: 140 (140) 図3: 10 (10) 図4: 140 (140) 図5: 140 (140) 図6: 140 (140) 図7: 140 (140) 図8: 140 (140) 図9: 140 (140) 図10: 140 (140) 図11: 140 (140) 図12: 140 (140) 図13: 140 (140) 図14: 140 (140) 図15: 140 (140) 図16: 140 (140) 図17: 140 (140) 図18: 140 (140) 図19: 140 (140) 図20: 140 (140) 図21: 140 (140) 図22: 140 (140) 図23: 140 (140) 図24: 140 (140) 図25: 140 (140) 図26: 140 (140) 図27: 140 (140) 図28: 140 (140) 図29: 140 (140) 図30: 140 (140) 図31: 140 (140) 図32: 140 (140) 図33: 140 (140) 図34: 140 (140) 図35: 140 (140) 図36: 140 (140) 図37: 140 (140) 図38: 140 (140) 図39: 140 (140) 図40: 140 (140) 図41: 140 (140) 図42: 140 (140) 図43: 140 (140) 図44: 140 (140) 図45: 140 (140) 図46: 140 (140) 図47: 140 (140) 図48: 140 (140) 図49: 140 (140) 図50: 140 (140) 図51: 140 (140) 図52: 140 (140) 図53: 140 (140) 図54: 140 (140) 図55: 140 (140) 図56: 140 (140) 図57: 140 (140) 図58: 140 (140) 図59: 140 (140) 図60: 140 (140) 図61: 140 (140) 図62: 140 (140) 図63: 140 (140) 図64: 140 (140) 図65: 140 (140) 図66: 140 (140) 図67: 140 (140) 図68: 140 (140) 図69: 140 (140) 図70: 140 (140) 図71: 140 (140) 図72: 140 (140) 図73: 140 (140) 図74: 140 (140) 図75: 140 (140) 図76: 140 (140) 図77: 140 (140) 図78: 140 (140) 図79: 140 (140) 図80: 140 (140) 図81: 140 (140) 図82: 140 (140) 図83: 140 (140) 図84: 140 (140) 図85: 140 (140) 図86: 140 (140) 図87: 140 (140) 図88: 140 (140) 図89: 140 (140) 図90: 140 (140) 図91: 140 (140) 図92: 140 (140) 図93: 140 (140) 図94: 140 (140) 図95: 140 (140) 図96: 140 (140) 図97: 140 (140) 図98: 140 (140) 図99: 140 (140) 図100: 140 (140) 図101: 140 (140) 図102: 140 (140) 図103: 140 (140) 図104: 140 (140) 図105: 140 (140) 図106: 140 (140) 図107: 140 (140) 図108: 140 (140) 図109: 140 (140) 図110: 140 (140) 図111: 140 (140) 図112: 140 (140) 図113: 140 (140) 図114: 140 (140) 図115: 140 (140) 図116: 140 (140) 図117: 140 (140) 図118: 140 (140) 図119: 140 (140) 図120: 140 (140) 図121: 140 (140) 図122: 140 (140) 図123: 140 (140) 図124: 140 (140) 図125: 140 (140) 図126: 140 (140) 図127: 140 (140) 図128: 140 (140) 図129: 140 (140) 図130: 140 (140) 図131: 140 (140) 図132: 140 (140) 図133: 140 (140) 図134: 140 (140) 図135: 140 (140) 図136: 140 (140) 図137: 140 (140) 図138: 140 (140) 図139: 140 (140) 図140: 140 (140) 図141: 140 (140) 図142: 140 (140) 図143: 140 (140) 図144: 140 (140) 図145: 140 (140) 図146: 140 (140) 図147: 140 (140) 図148: 140 (140) 図149: 140 (140) 図150: 140 (140) 図151: 140 (140) 図152: 140 (140) 図153: 140 (140) 図154: 140 (140) 図155: 140 (140) 図156: 140 (140) 図157: 140 (140) 図158: 140 (140) 図159: 140 (140) 図160: 140 (140) 図161: 140 (140) 図162: 140 (140) 図163: 140 (140) 図164: 140 (140) 図165: 140 (140) 図166: 140 (140) 図167: 140 (140) 図168: 140 (140) 図169: 140 (140) 図170: 140 (140) 図171: 140 (140) 図172: 140 (140) 図173: 140 (140) 図174: 140 (140) 図175: 140 (140) 図176: 140 (140) 図177: 140 (140) 図178: 140 (140) 図179: 140 (140) 図180: 140 (140) 図181: 140 (140) 図182: 140 (140) 図183: 140 (140) 図184: 140 (140) 図185: 140 (140) 図186: 140 (140) 図187: 140 (140) 図188: 140 (140) 図189: 140 (140) 図190: 140 (140) 図191: 140 (140) 図192: 140 (140) 図193: 140 (140) 図194: 140 (140) 図195: 140 (140) 図196: 140 (140) 図197: 140 (140) 図198: 140 (140) 図199: 140 (140) 図200: 140 (140) 図201: 140 (140) 図202: 140 (140) 図203: 140 (140) 図204: 140 (140) 図205: 140 (140) 図206: 140 (140) 図207: 140 (140) 図208: 140 (140) 図209: 140 (140) 図210: 140 (140) 図211: 140 (140) 図212: 140 (140) 図213: 140 (140) 図214: 140 (140) 図215: 140 (140) 図216: 140 (140) 図217: 140 (140) 図218: 140 (140) 図219: 140 (140) 図220: 140 (140) 図221: 140 (140) 図222: 140 (140) 図223: 140 (140) 図224: 140 (140) 図225: 140 (140) 図226: 140 (140) 図227: 140 (140) 図228: 140 (140) 図229: 140 (140) 図230: 140 (140) 図231: 140 (140) 図232: 140 (140) 図233: 140 (140) 図234: 140 (140) 図235: 140 (140) 図236: 140 (140) 図237: 140 (140) 図238: 140 (140) 図239: 140 (140) 図240: 140 (140) 図241: 140 (140) 図242: 140 (140) 図243: 140 (140) 図244: 140 (140) 図245: 140 (140) 図246: 140 (140) 図247: 140 (140) 図248: 140 (140) 図249: 140 (140) 図250: 140 (140) 図251: 140 (140) 図252: 140 (140) 図253: 140 (140) 図254: 140 (140) 図255: 140 (140) 図256: 140 (140) 図257: 140 (140) 図258: 140 (140) 図259: 140 (140) 図260: 140 (140) 図261: 140 (140) 図262: 140 (140) 図263: 140 (140) 図264: 140 (140) 図265: 140 (140) 図266: 140 (140) 図267: 140 (140) 図268: 140 (140) 図269: 140 (140) 図270: 140 (140) 図271: 140 (140)

Technical drawing of a square table with a glass top and four legs. The top view shows a 300x300 mm square with a 250x250 mm inner square. The side view shows a total height of 920 mm, with a 150 mm leg height and a 770 mm table top height. The table top is made of 4-#20 x 920L (W2, N3) and the legs are made of #20 x 920L (W2, N3). The drawing is labeled "ねじ組めっ (H0235)" and "ねじ組めっ (ねじ部)".

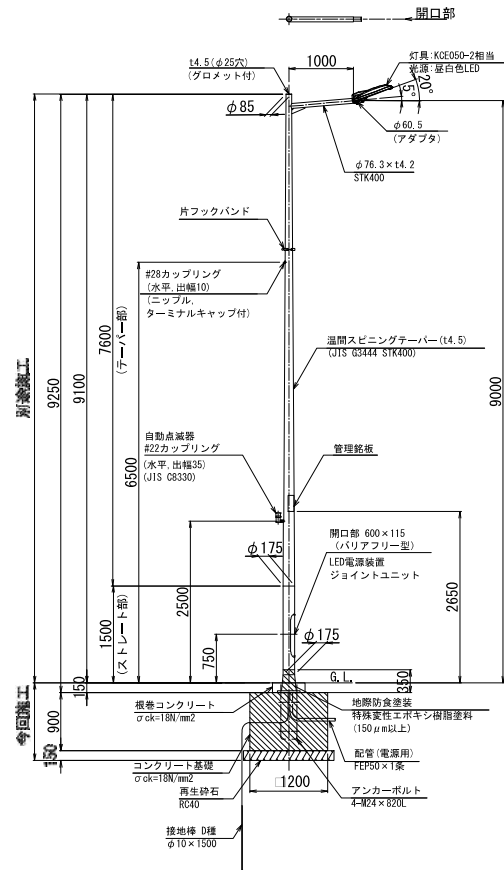
基礎設置表(今期施工)				1基当り
名称	規格	単位	数量	摘要
並流砕石	R10-40	m ²	0.20	
コンクリート	$\sigma_{ek}=18N/cm^2$	m ³	0.41	
スライラダウト	$\phi 50 \times 10.6$	本	2.00	
アンカープレート	4-M24×920L	組	1.00	
鉄棒	$\phi 10 \times 1500$	本	1.03	
配管(鉄管)	FEF50	本	0.00	

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

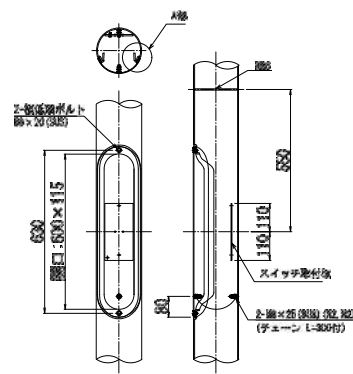
工事名	R7国道15号蒲田地区外電線共同溝他工事		
図面名	道路照明灯詳細図(3)		
縮尺	図示	図面番号	22 / 26
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	いであ株式会社		
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

道路照明灯詳細図(4)
⑨車道用照明 H=9m (直接基礎)

照明灯(6)
照明柱姿図
S=1:40



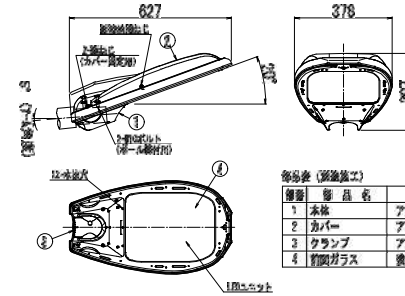
(別途施工)
開口部詳細図
S=1:10



(別途施工)
A部詳細図
S=1:2

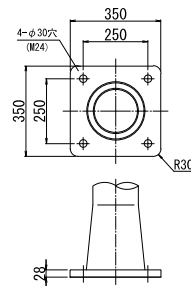


(別途施工)
照明器具詳細図 S=1:10
(KCE050-2相当)

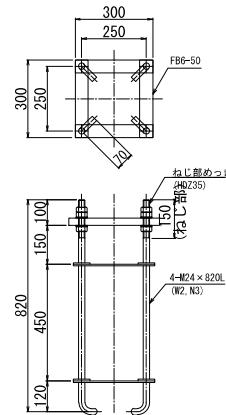


番号	部品名	材質・寸法	数量	備考
1	本体	アルミダイカスト	1	塗装
2	カバー	アルミダイカスト	1	塗装
3	ランプ	アルミダイカスト	1	塗装
4	前面ガラス	強化ガラス54	1	透明

(別途施工)
柱脚部詳細図
S=1:10



(今回施工)
アンカーフレーム詳細図
S=1:10



名称	規格	単位	数量	備考
基礎砕石	R0-40	m ³	1.00	
コンクリート	σok=18N/mm ²	m ³	1.33	
型枠	式	式	1.0	
アンカーフレーム	4-M24×820L	組	1.00	
接地棒	φ16×1500	本	1.00	
配管(電線用)	FEP50	m	1.00	

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

1. 敷設計画：照度面設計仕様(02777)後。
ウレタン樹脂充填と同等以上の仕上げ。
ただし、後述の全長はJIS H 2843に準ずる。
2. 指定色：ダークグレー(マンセル値:10YR3/0.2 近似)

工事名	R7国道15号蒲田地区外電線共同溝他工事
図面名	道路照明灯詳細図(4)
縮尺	図示 図面番号 23 / 26
年月日	令和8年4月日
設計会社名	いであ株式会社
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所

道路照明灯詳細図(5)

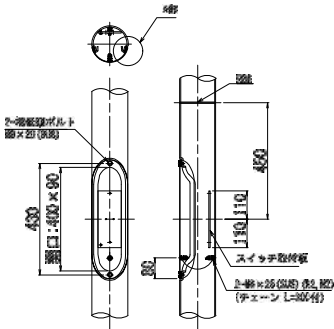
⑩歩道用照明 H=5m

照明灯(7)
照明柱要図
S=1:20



(別途施工)

開口部詳細図
S=1:10



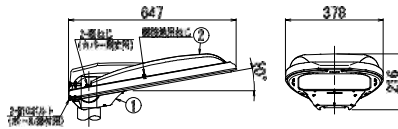
(別途施工)

A部詳細図
S=1:2



(別途施工)

照明器具詳細図 S=1:10
(KHE030相当)

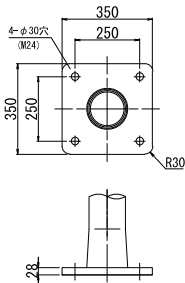


部品表 (別途施工)

番号	部品名	材質・寸法	数量	備考
1	本体	アルミダイカスト	1	塗装
2	カバー	アルミダイカスト	1	塗装
3	クランプ	アルミダイカスト	1	塗装
4	透明ガラス	強化ガラス板	1	透明

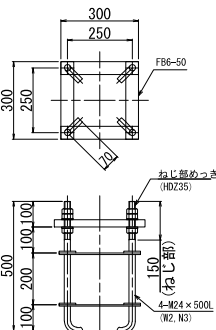
(別途施工)

柱脚部詳細図
S=1:10



(今回施工)

アンカーフレーム詳細図
S=1:10



基礎数量表 (今回施工)

1基当り

名称	規格	単位	数量	摘要
基礎砕石	RC-40	m ²	0.20	
コンクリート	σck=18N/mm ²	m ³	0.27	
スパイラルダクト	φ500×10.5	m	1.20	
アンカーフレーム	4-M24×500L	組	1.00	
接地棒	φ10×1500	本	1.00	
配管 (電線用)	FEPSO	m	0.60	

細部

1. 敷面処理: 路盤面約40cm厚(0.277)後、

ウレタン系樹脂塗料と同程度の仕上げ。

ただし、路盤8.0cm厚はJIS H 8843に添づく。

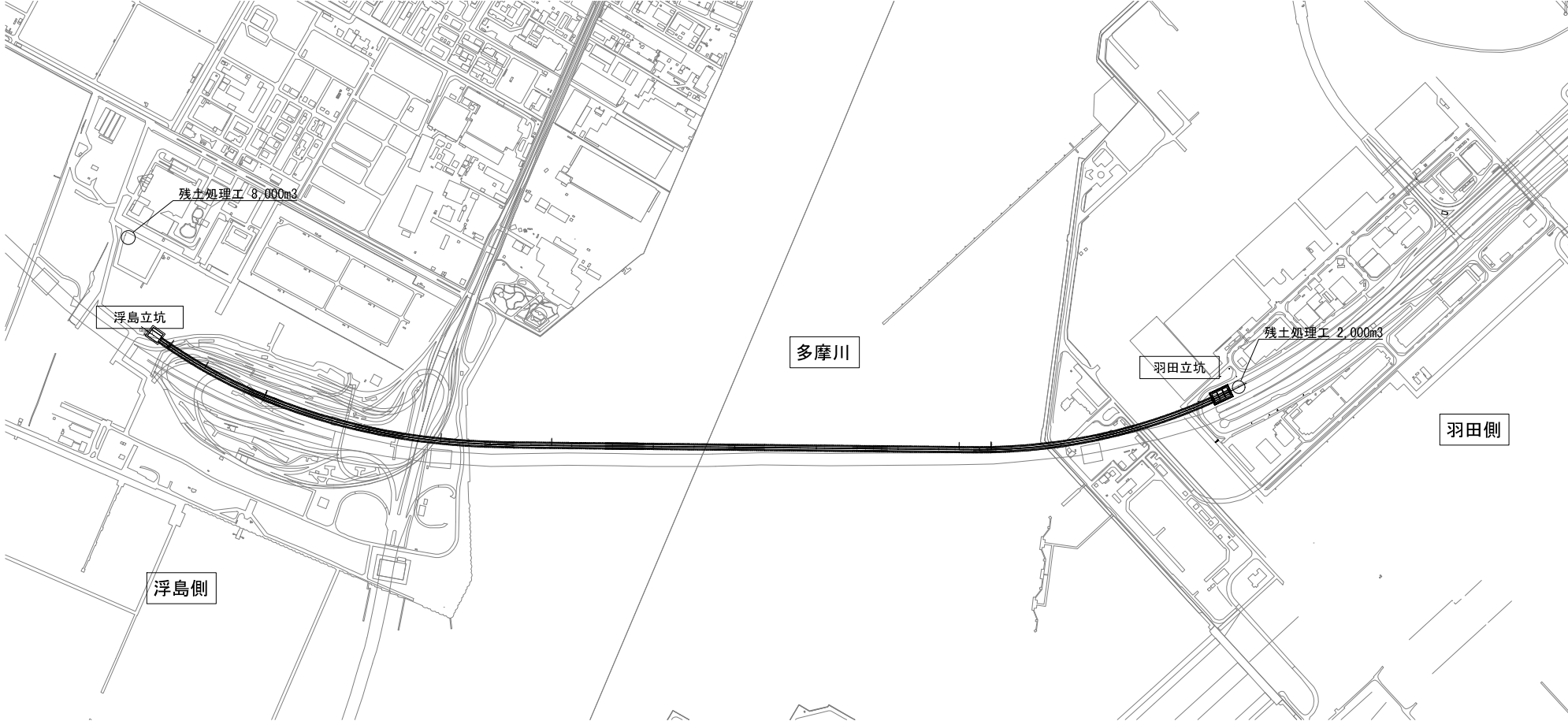
2. 彩色色: ダークグレー (マンセル値: 10YR3/0.2 近値)

注) 開口部は歩道側に向けて設置すること。

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 国道 15 号蒲田地区外電線共同溝他工事			
図面名	道路照明灯詳細図(5)			
縮尺	図示	図面番号	24 / 26	
年月日	令和 8 年 4 月 日			
設計会社名	いであ株式会社			
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所			

位置図(残土処理工) S=1:5000



本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道15号瀬田地区外電線共同溝他工事			
図面名	位置図(残土処理工)			
縮尺	1:5,000	図面番号	25	/ 26
年月日	令和 8 年 4 月 日			
設計会社名				
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所			

数量総括表

[illegible][illegible]

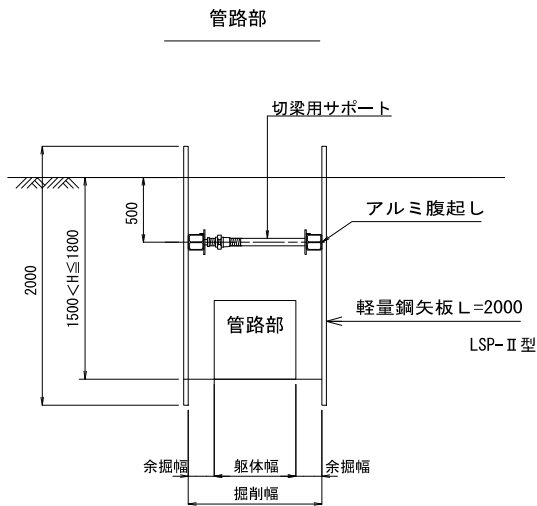
工作区号	工序	材料	数量	单位	数量	单位
填筑改良土(附设区)				m	1	
	回填土			m	1	
	填土夯实			m	1	
		填土(4.2%)		m	2.000	
		土砂等混填		m	2.000	
		填土(4.2%)		m	2.000	

工作区号	工序	材料	规格	单位	数量	备注
道路改良(7号地区)				吨	1	
道路工程				吨	1	
	级土质肥土			方	1	
		泥治(1~2)	沥青类	㎡	8,000	
		十号碎石层	沥青类~花岗岩	㎡	11,000	
		级土质肥土		㎡	8,000	

工事名	R7国道15号蒲田地区外電線共同溝他工事		
図面名	数量総括表		
縮尺	-	図面番号	26 / 26
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名			
事業者名	国土交通省 川崎国道事務所		

標準仮設図(参考図)

S=1:20

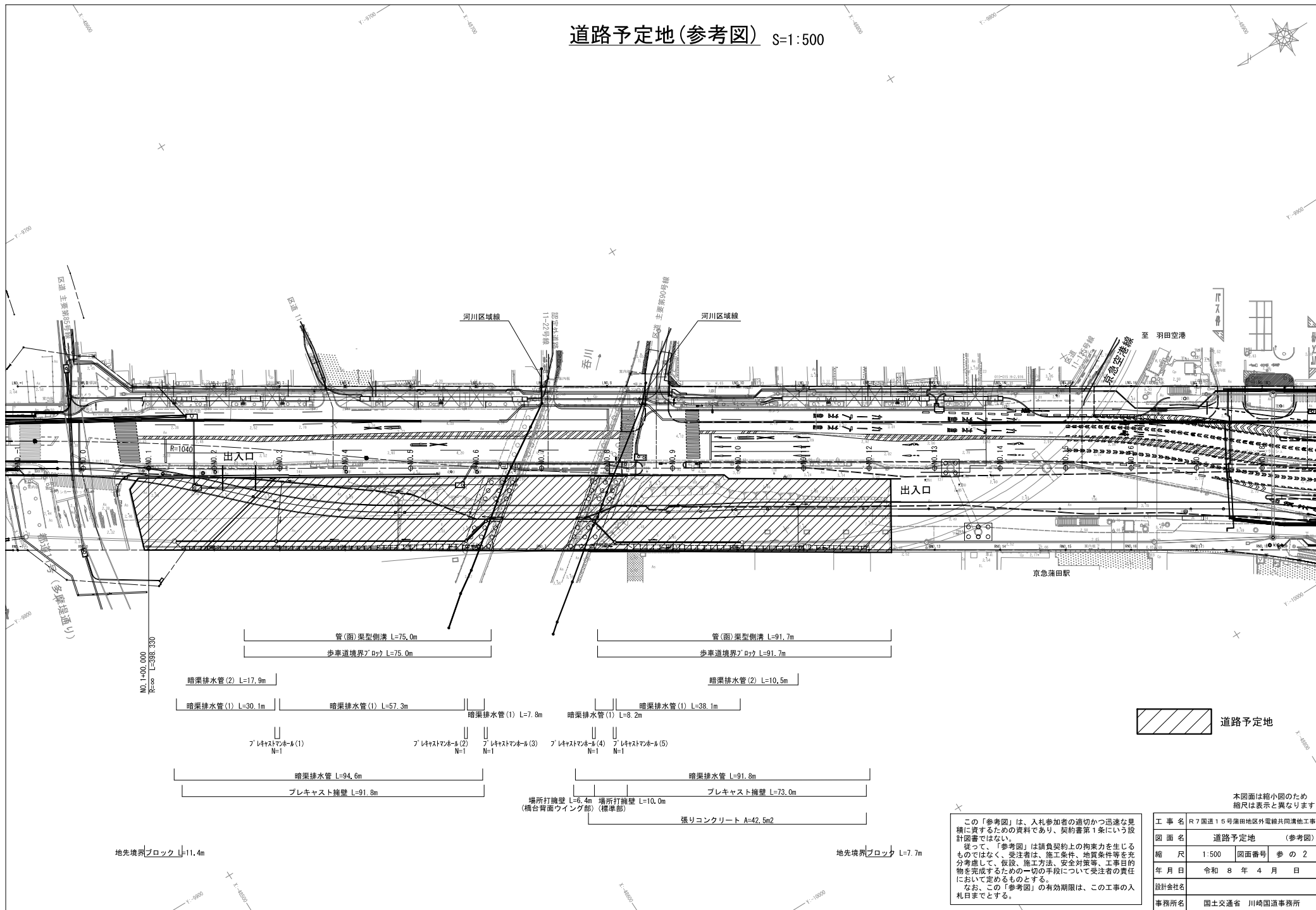


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

この「参考図」は、入札参加者の適切かつ迅速な見
積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設
計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じる
ものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充
分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事的
物を完成するための一切の手段について受注者の責任
において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入
札日までとする。

工 事 名	R7国道15号蒲田地区外電線共同溝他工事		
図 面 名	標準仮設図 (参考図)		
縮 尺	1:20	図面番号	参 の 1
年 月 日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

道路予定地(参考図) S=1:500



道路予定地

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

この「参考図」は、入札参加者の適切な迅速な見
察に資するための資料であり、契約書第1条にいう設
計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じる
ものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充
分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事的
物を完成するための一切の手段について受注者の責任
において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期間は、この工事の入
札日までとする。

工 事 名	R7国道15号蒲田地区外電線共同溝他工事		
図 面 名	道路予定地 (参考図)		
縮 尺	1:500	図面番号	参 2
年 月 日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		